

# 大洲市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月  
(令和 4 年 3 月一部改訂)

大洲市



# 目次

1 概要	1
(1) 策定の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) まちづくりの方向性	2
(4) 対象施設	5
(5) 計画期間	7
2 公共施設等の現状と将来の見通し	8
(1) 公共建築物の現状	8
(2) インフラの現状	16
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	19
(4) 人口動向	20
(5) 財政状況	23
3 将来更新費用の見通し	25
(1) 公共建築物の将来更新費用	25
(2) インフラの将来更新費用	27
(3) 公共施設等の将来更新費用	29
(4) 将来更新費用の不足額	30
(5) 公共施設等の課題	31
4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	32
(1) 基本方針	32
(2) 数値目標	37
(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	39

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 .....	42
(1) 公共建築物 .....	42
(2) インフラ .....	47
6 計画の推進方法 .....	49
(1) 全庁的な取組体制の構築 .....	49
(2) 人材育成 .....	49
(3) 計画的な予算確保 .....	49
(4) 施設情報の効率的な管理 .....	49
(5) 市民との情報共有・合意形成 .....	49
(6) 計画の進捗管理と見直し（フォローアップ） .....	50
7 参考資料 .....	51
(1) 将来更新費用の試算条件 .....	51
(2) 用語の解説 .....	53

※ 図表中の数値は、端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

# 1 概要

## (1) 策定の目的

全国の多くの自治体では、高度経済成長期に集中的に公共施設等の整備が進められました。本市においても、保有している公共施設等の老朽化が進んでおり、一斉に更新時期を迎えようとしています。また、人口減少や少子高齢化の進行による利用者の減少や利用ニーズの変化、市町村合併に伴う旧自治体間の機能の重複やサービス水準の差も発生しており、限られた財源の中でどのように公共施設等の更新を進めていくかが大きな課題となっています。

本市では、平成 28 年 1 月に、今後の財政状況や市民ニーズに見合った効率的かつ質の高い公共施設等のあり方を検討するための基礎資料として、公共施設等の現状と課題を整理した「大洲市公共施設等白書（以下、「白書」という。）」を作成し、平成 29 年 3 月に、白書で整理した現状や将来の見通し、今後の課題を踏まえて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関する基本的な方向性を定めた「大洲市公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）」を作成しました。

令和 3 年度までの社会経済情勢や上位関連計画等の変化、計画の進捗状況を踏まえるとともに、「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日）を考慮し、本計画の改訂を行います。

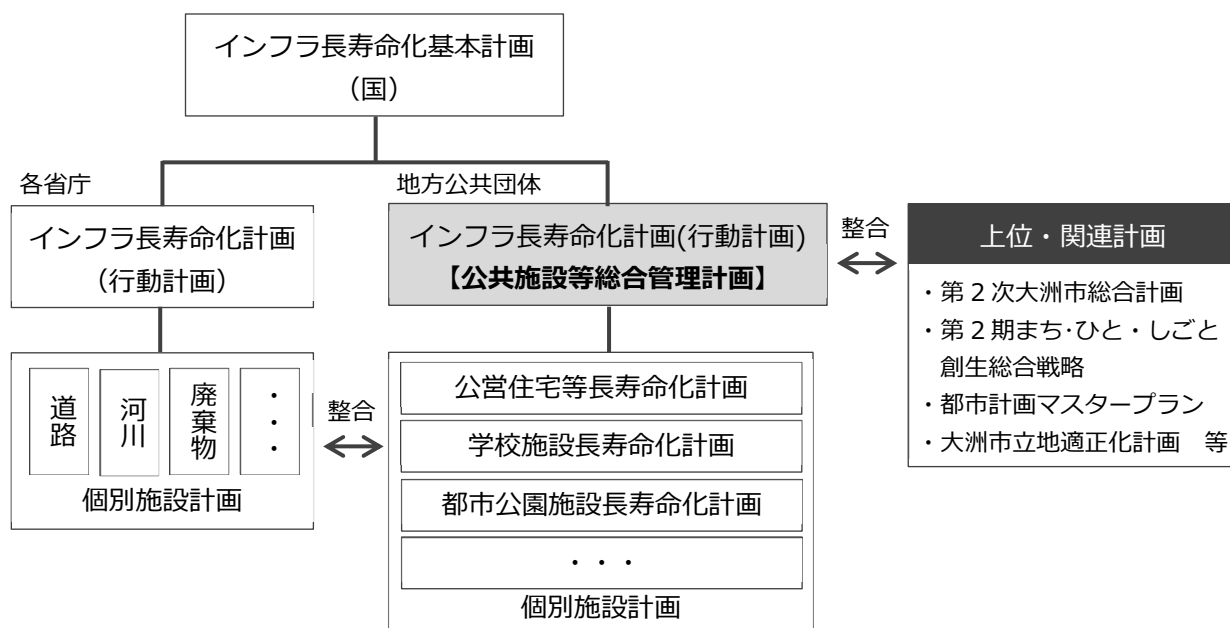
## (2) 計画の位置付け

本計画は、総務省から通知された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日 総財務第 74 号）を受け、本市の公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示すものとして位置付けます。

なお、市の上位計画である「大洲市総合計画」とも連動した横断的な計画とします。

また、今後の具体的な行動計画については、本計画の基本的な方向性を継承しつつ、別途、施設類型別に個別施設計画を策定するものとします。

図 1-1 計画の位置付け



### (3) まちづくりの方向性

公共施設等の管理に関連する上位関連計画は平成 29 年 3 月以降に作成・改訂されています。これらの計画に示された、本市のまちづくりの方向性は以下のとおりです。

表 1-1 上位関連計画一覧

名 称	策 定
①第 2 次大洲市総合計画	平成 29 年 3 月
②第 2 期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 2 年 3 月
③大洲市都市計画マスタープラン	令和 2 年 3 月
④大洲市立地適正化計画	令和 2 年 10 月

#### ① 第 2 次大洲市総合計画(平成 29 年 3 月)

表 1-2 計画概要

項 目	内 容
計画期間	平成 29(2017)年から令和 8(2026)年までの 10 年間
基本理念	<p><b>人・自然・まちきらめく</b> 本市が培ってきたものを受け継ぎながら、全ての人がこの地に住む幸せを実感してきらめき(活躍し)、自然の恵みを活かし、暮らしやすいまちを創りだす、新しい時代を拓くまちづくりを目指します。</p> <p><b>知行創造</b> 本市が誇る「知行合一<sup>1,2</sup>」の歴史・伝統を受け継ぎながら、市民一人一人が多様な学びを通して行動を起こし、新たに創造する「知行創造」(知識と行動から創造する)のまちづくりを目指します。</p> <p><b>自立と協働</b> 市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの協働や異業種間での連携による取組が不可欠な現代において、みんなが「市民総参加」の意識を持ち、協働により自立したまちづくりを目指します。</p> <p>注 2 知識と行動は本来ひとつのものであって離れるべきではなく、知れば必ず行えるのであり、行ってこそ初めて知ったことになるという陽明学の考え。</p>
将来像	きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～
人口目標	40,000 人(令和 8 年)
土地利用の理念	以下に掲げる 3 点を基本理念として総合的な土地利用を進める。 ①肱川をはじめとした自然との共生 ②文化的生活を営むための拠点の形成 ③人口減少に対応するコンパクトなまちづくり

資料：第 2 次大洲市総合計画(平成 29 年 3 月策定)

#### ② 第 2 期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 2 年 3 月)

表 1-3 計画概要

項 目	内 容
総合戦略計画期間	令和 2(2020)年から令和 6(2024)年までの 5 年間
人口の将来展望	30,000 人(令和 42(2060)年)
基本的な視点	①地域資源を活かす ②協働・連携により取り組む ③未来を描き、戦略を練る ④新しい時代の流れを力にする ⑤2018(平成 30)年 7 月豪雨災害からの迅速な復旧・復興を図る
3 つの基本目標と施策	<p>◆ブランド・魅力を活かした「しごと・ひとの流れ」づくり 1. 農林水産業の振興/2. 商工業の振興/3. 観光の振興/4. 移住・定住の促進</p> <p>◆次世代を担う「ひと」を生み育てる「まち」づくり 1. 出会い・結婚・出産の支援/2. 子育て支援の充実/3. 教育の振興/4. 女性の活躍促進</p> <p>◆安心して暮らし続けることができる「まち」づくり 1. 安全・安心な暮らしの確保/2. 人口減少社会への対応</p>

資料：第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 2 年 3 月策定)

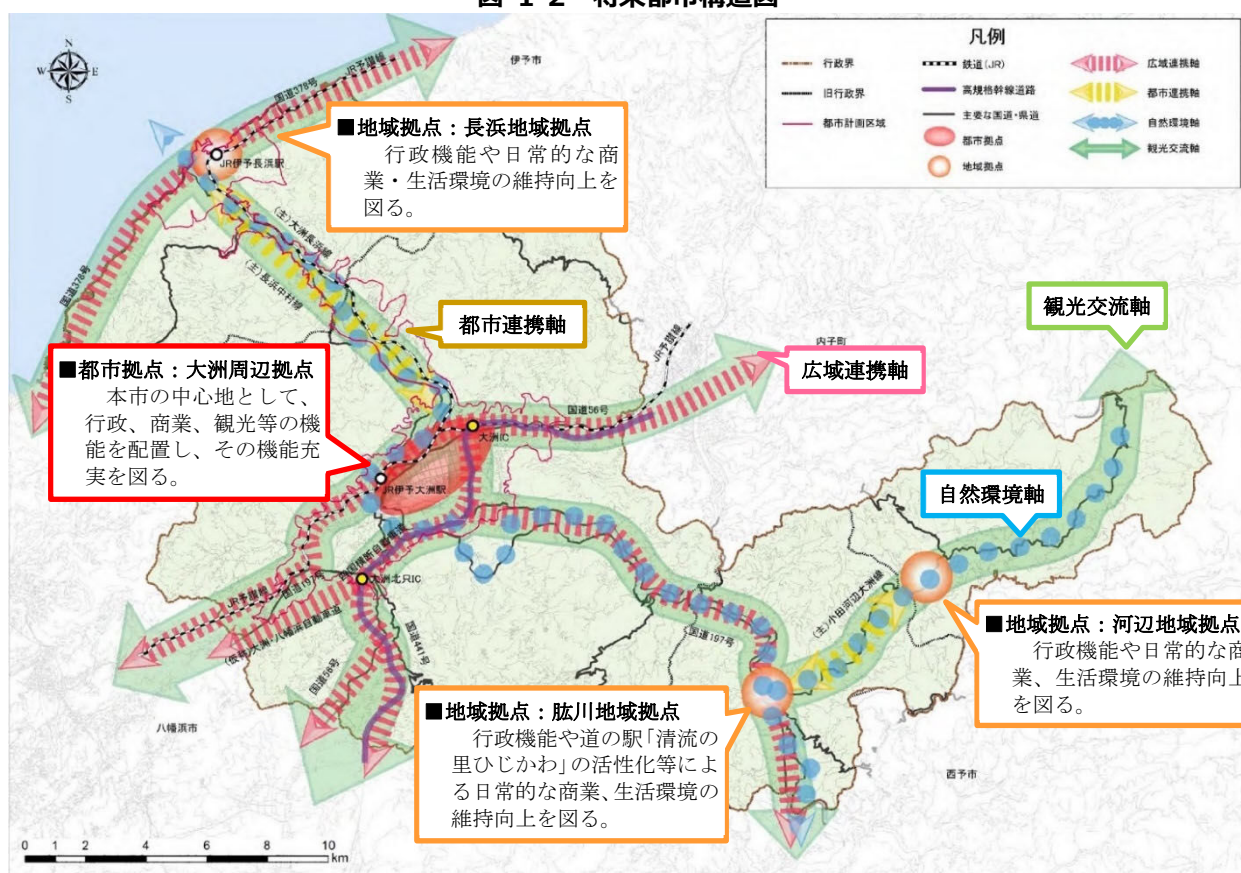
### ③ 大洲市都市計画マスタープラン(令和2年3月)

表 1-4 計画概要

項目	内容
目標年次	中長期的視点に立ち、概ね 20 年後の令和 22 年を目標年次とする。
将来都市像	清流肱川が結ぶ ひと・自然・まちがきらめく 魅力創造都市 大洲
都市づくりの目標	<b>①安全・安心のまちづくり</b> 災害に強く、安全に安心して暮らすことのできる都市づくり <b>②快適性・利便性のまちづくり</b> 快適で住みやすい、豊かな住環境の形成を目指す都市づくり <b>③個性・魅力のまちづくり</b> 歴史・文化に囲まれた、個性豊かな魅力あふれる都市づくり

資料：大洲市都市計画マスタープラン(令和2年3月策定)

図 1-2 将来都市構造図



資料：大洲市都市計画マスタープラン(令和2年3月策定)

※ 大洲市都市計画マスタープランの将来都市構造図を基に一部加筆しています。



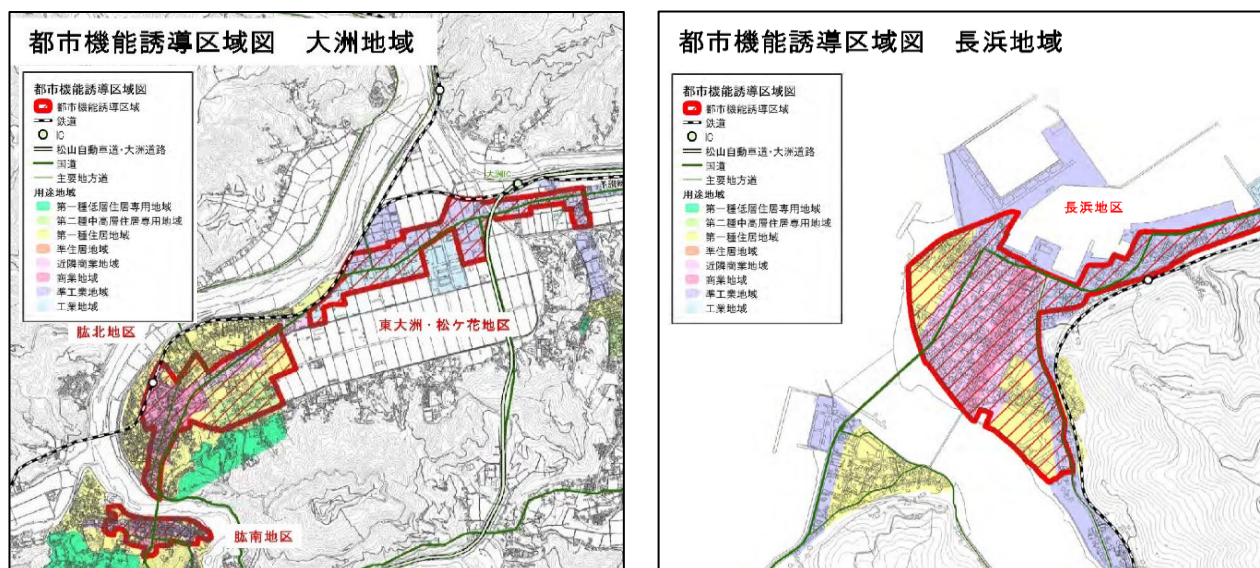
#### ④ 大洲市立地適正化計画(令和2年10月)

表 1-5 計画概要

項目		内容
目標年次		概ね20年後の令和22年(2040年)
将来都市像		清流肱川が結ぶ ひと・自然・まちがきらめく 魅力創造都市 大洲
基本理念		清流肱川が結ぶ豊かな自然・歴史の中で、市民一人一人が新たな創造を目指し、本市の魅力向上と地域経済の活性化を図るとともに、誰もが安全に安心して、快適に暮らせる、協働による自立した持続可能な都市づくりを進める。
まちづくりの基本方針		I 既存ストックや民間活力を活用した拠点づくり II 生活利便性を維持する安全・安心な居住環境づくり III 公共交通を活かす移動環境づくり
都市機能誘導区域・誘導施設	大洲地域 (都市拠点)	【誘導施設】 ・行政機能《市役所、地域交流センター、観光交流センター》 ・商業機能《スーパー、商店街内店舗》 ・医療機能・福祉機能《病院、診療所、総合福祉センター》 ・金融機能《銀行、信用金庫、JAバンク、郵便局》 ・教育・文化施設《認定こども園、図書館、博物館》 ・体育機能《体育施設》
	長浜地域 (地域拠点)	【誘導施設】 ・行政機能《長浜支所、地域交流センター、観光交流センター》 ・商業機能《スーパー、商店街内店舗》 ・医療機能・福祉機能《病院、診療所》 ・金融機能《銀行、信用金庫、JAバンク、郵便局》 ・教育・文化施設《認定こども園、図書館、博物館》

資料：大洲市立地適正化計画(令和2年10月策定)

図 1-3 都市機能誘導区域図



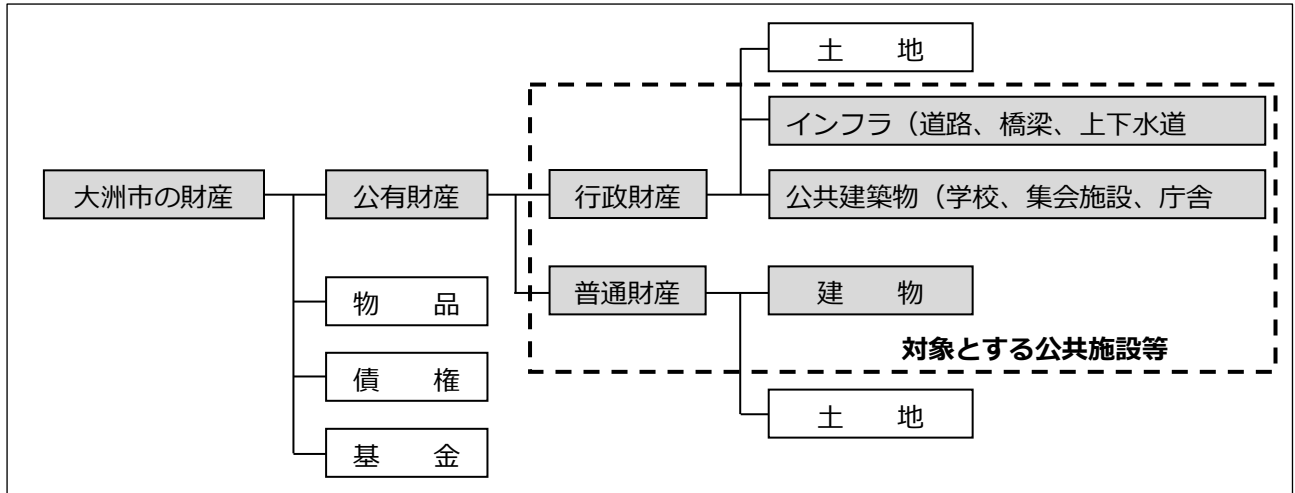
資料：大洲市立地適正化計画(令和2年10月策定)



## (4) 対象施設

本計画では、本市が保有している公有財産のうち、建物（以下、「公共建築物」という。）と、道路や橋梁等の土木構造物や上下水道等（以下、「インフラ」という。）を対象とします。

図 1-4 対象施設



※ 行政財産は、市において公用（庁舎のように市が直接使用する）又は公共用（図書館のように市民が共同利用する）に供し、または供することを決定した財産です。

※ 普通財産は、行政財産以外の公有財産です。

表 1-6 対象施設一覧

分類	施設分類 (大)	施設分類 (中)	施設数等	
公共建築物	行政系施設	庁舎	5 施設	
		消防施設	96 施設	
	市民文化・社会教育系施設	公民館	34 施設	
		隣保館	5 施設	
		集会施設	280 施設	
		図書館	4 施設	
		博物館	6 施設	
		文化ホール	2 施設	
	保健・福祉系施設	福祉施設	23 施設	
		保健施設	4 施設	
	子育て支援施設	保育所・認定こども園	17 施設	
		児童施設	3 施設	
		幼稚園	6 施設	
	医療施設	医療施設	6 施設	
	学校教育系施設	小学校	12 施設	
		中学校	9 施設	
		給食センター	2 施設	
	公営住宅	公営住宅	65 施設	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	23 施設	
		観光施設	24 施設	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	4 施設		
その他	斎場	4 施設		
	職員住宅	17 施設		
	その他	72 施設		
使用していない施設	使用していない施設	14 施設		
公共建築物		施設合計	737 施設	
インフラ	道路		1,890 路線 (総延長 1,699,500 m)	
	橋梁		488 橋 (総延長 6,598 m)	
	トンネル		3 本 (総延長 1,213 m)	
	公園	都市公園、緩衝緑地、 普通公園、その他公園		69 箇所 (164 ha)
	上水道	水道事業	水道管	367 km
			取水施設	15 箇所
			配水施設	24 箇所
			簡易水道事業	14 事業
			飲料水供給施設	17 施設
	工業用水道		共同給水施設	24 施設
				2 事業 (管路 9,721 m)
	公共下水道		認可区域	287.8 ha
			管路	51,643 m
			浄化センター	2 箇所
			雨水ポンプ場 マンホールポンプ	2 箇所 5 箇所
	農業集落排水事業		整備済面積	24 ha
港湾		管路	7,996 m	
		護岸 (総延長)	14 施設 2,675 m)	
漁港			7 港	
農道			130 路線 (総延長 64,752 m)	
林道			87 路線 (総延長 150,780 m)	
ため池			102 箇所	
光ファイバーケーブル			(総延長 9,117 km)	

※ 令和元年度末時点

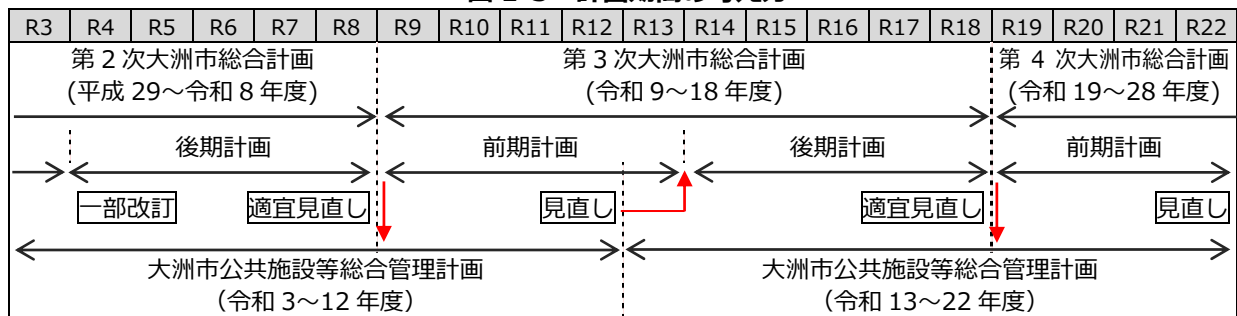
## (5) 計画期間

本計画の計画期間は、大洲市総合計画との整合性を考慮して、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、市の財政状況や制度変更など、計画を見直す必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

令和3年度(2021年度) ～ 令和12年度(2030年度) 【10年間】

図 1-5 計画期間の考え方



## 2 公共施設等の現状と将来の見通し

### (1) 公共建築物の現状

#### ① 保有状況

本市の公共建築物の人口一人当たり延床面積は、全国平均の 2.3 倍であり、多くの公共建築物を保有しています。

本市では、令和元年度末現在、737 施設(374,632 m<sup>2</sup>)の公共建築物を保有しています。

延床面積でみると、学校教育系施設が 80,017 m<sup>2</sup>(21.4%)、市民文化・社会教育系施設が 61,706 m<sup>2</sup>(16.5%)、公営住宅が 58,649 m<sup>2</sup>(15.7%)と多くなっています。

また、本市の人口一人当たり延床面積は 8.84 m<sup>2</sup>/人であり、全国平均の 2.3 倍、また、県内 20 市町平均や人口同規模 24 市町平均よりも多くの公共建築物を保有しています。

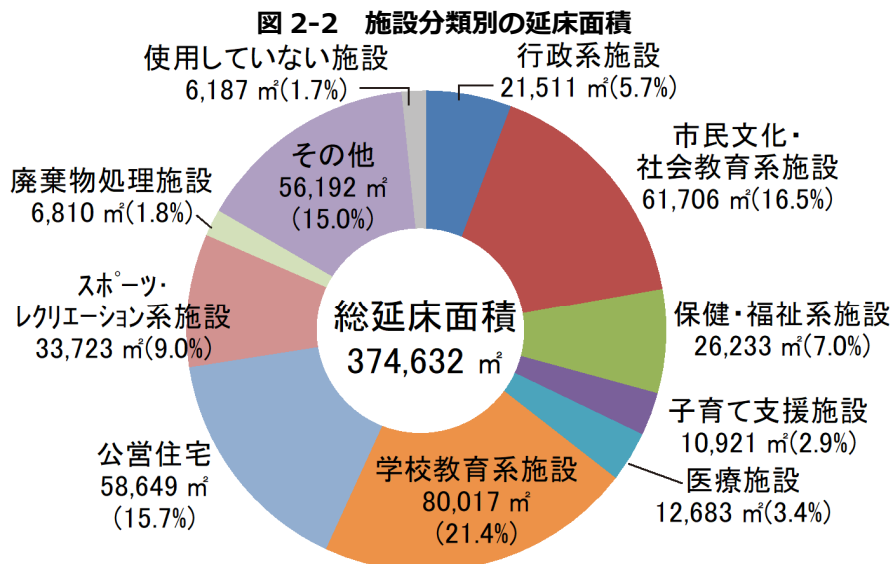
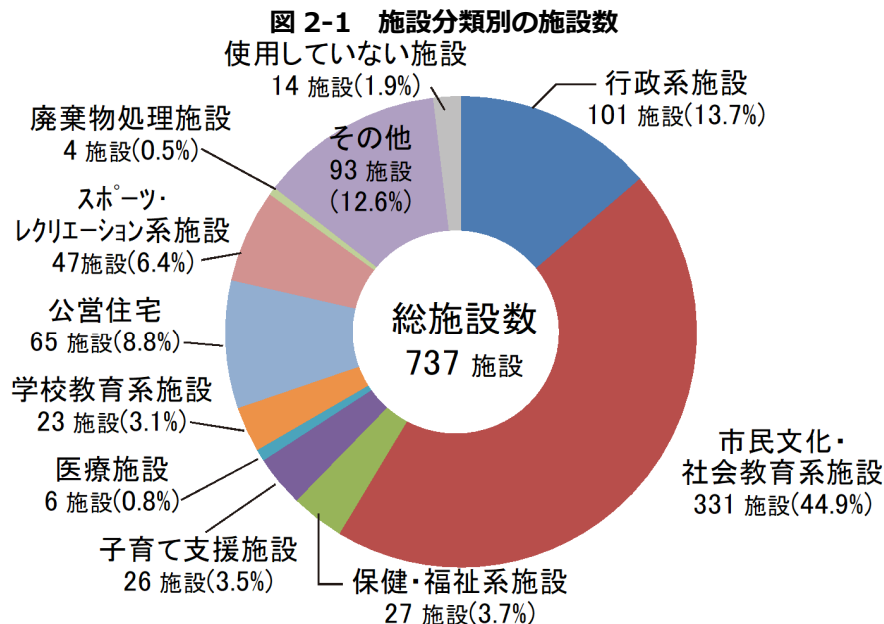
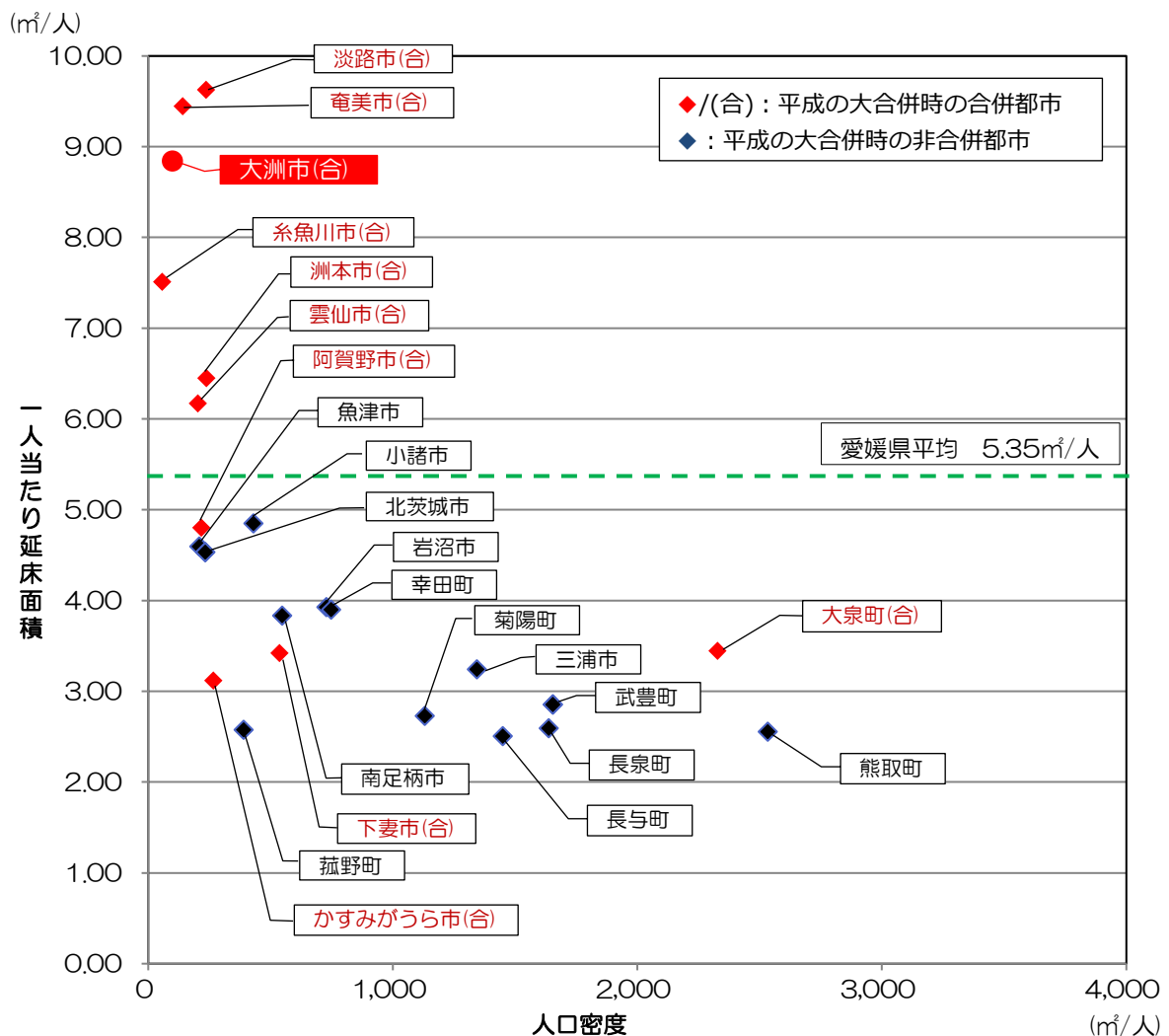


表 2-1 人口一人当たり延床面積の比較

	人口一人当たり延床面積	備考
大洲市	8.84 m <sup>2</sup> /人	令和元年度末時点 人口：42,371人（令和2年3月31日時点）
全国平均	3.83 m <sup>2</sup> /人	資料：公共施設状況調経年比較表 （令和元年度、総務省）
愛媛県 20市町平均	5.35 m <sup>2</sup> /人	
人口4万1千人～4千人 24市町平均	4.42 m <sup>2</sup> /人	

図 2-3 人口密度別の人口一人当たり延床面積（人口4万1千人～4千都市）



資料：公共施設状況調経年比較表（令和元年度、総務省）

※ 大洲市の人口一人当たり延床面積は、前項の総延床面積 374,632 m<sup>2</sup>を基に算出している。

## ② 保有量の推移

施設数は、平成 25 年度から 2 施設減少（18 施設増加、20 施設減少）しています。  
延床面積は、平成 25 年度から 15,390 m<sup>2</sup>減少（3,454 m<sup>2</sup>増加、18,844 m<sup>2</sup>減少）しています。

施設数は、消防施設（6 施設）や観光施設（2 施設）等の新規整備により 18 施設増加しましたが、その他施設（大和小学校、肱北駐車場等）や使用していない施設（旧大成小学校、旧上須戒小学校等）を解体したことから 20 施設減少し、全体で 2 施設の減少となっています。

延床面積は、養護老人ホーム清和園の建替えや大洲南中学校の屋内運動場の建替え等により 3,454 m<sup>2</sup>増加しましたが、大和小学校や肱北駐車場、旧大成小学校等の解体により 18,844 m<sup>2</sup>減少し、全体で 15,390 m<sup>2</sup>の減少となっています。

図 2-4 施設数の推移

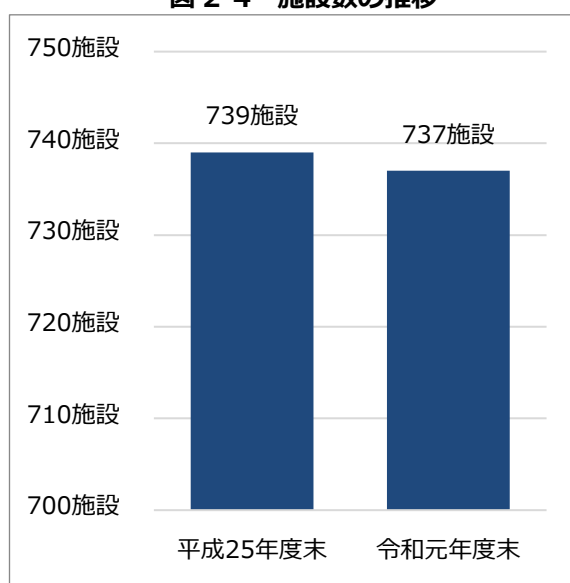
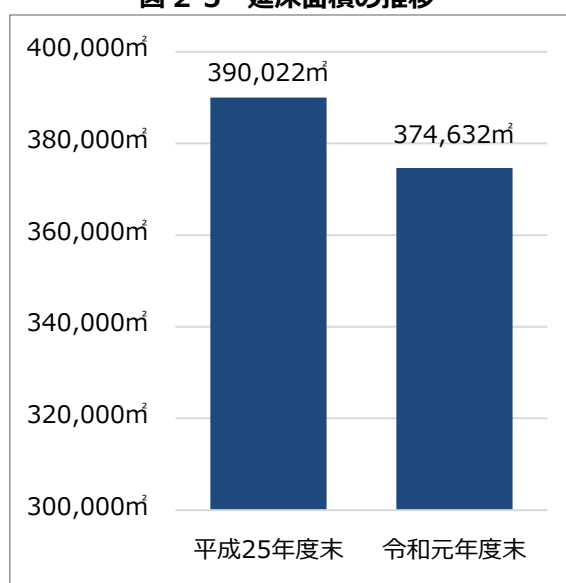


図 2-5 延床面積の推移



### ③ 老朽化の状況

今後、公共建築物の老朽化が進行し、大規模改修や建替えが必要となる施設が急増します。

建築年別の延床面積をみると、昭和 40 年代後半から平成 15 年頃にかけて、公営住宅や学校教育施設が多く建設されてきたことがわかります。

また、老朽化状況をみると、令和元年度現在、建築後 30 年以上が経過した施設は延床面積比で 54.7% となっています。また、10 年後には、その割合は 82.9% まで上昇し、急速に老朽化が進むことが予想されます。

図 2-6 建築年別の延床面積

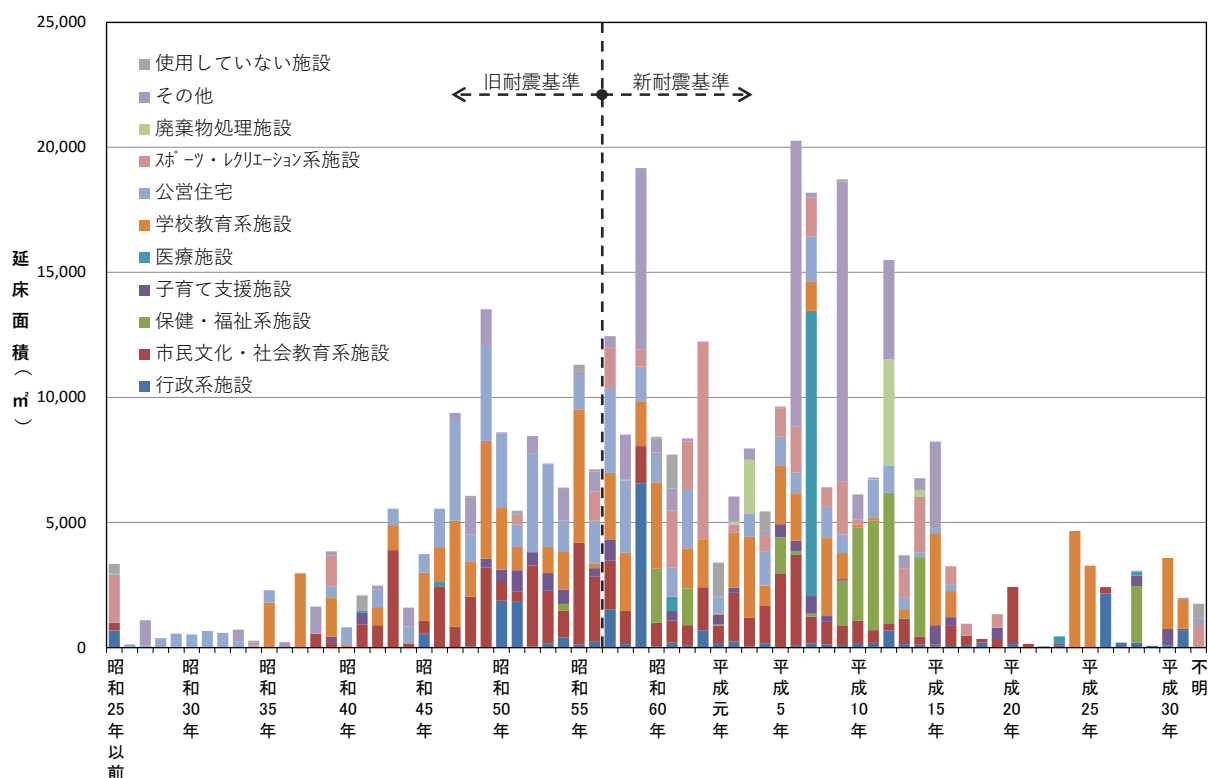
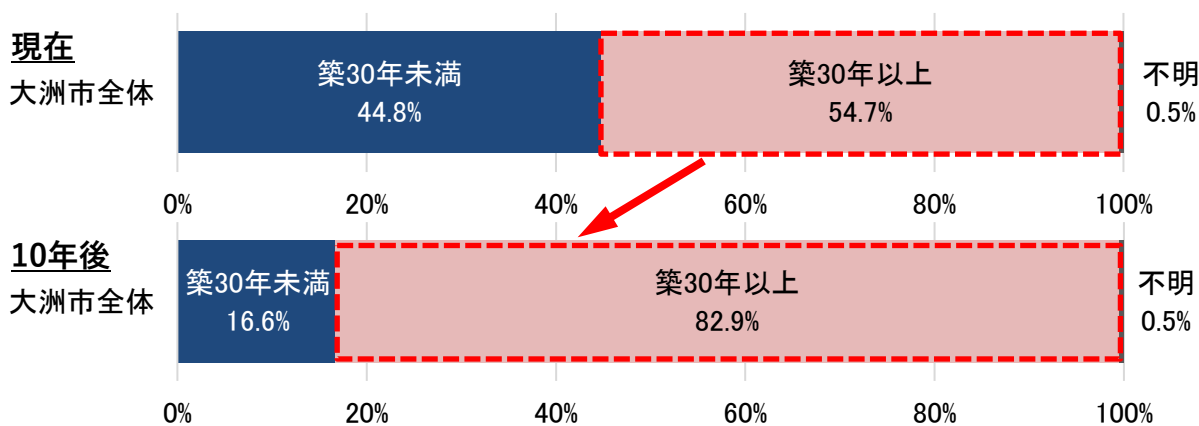


図 2-7 公共建築物の老朽化状況の変化（延床面積ベース）





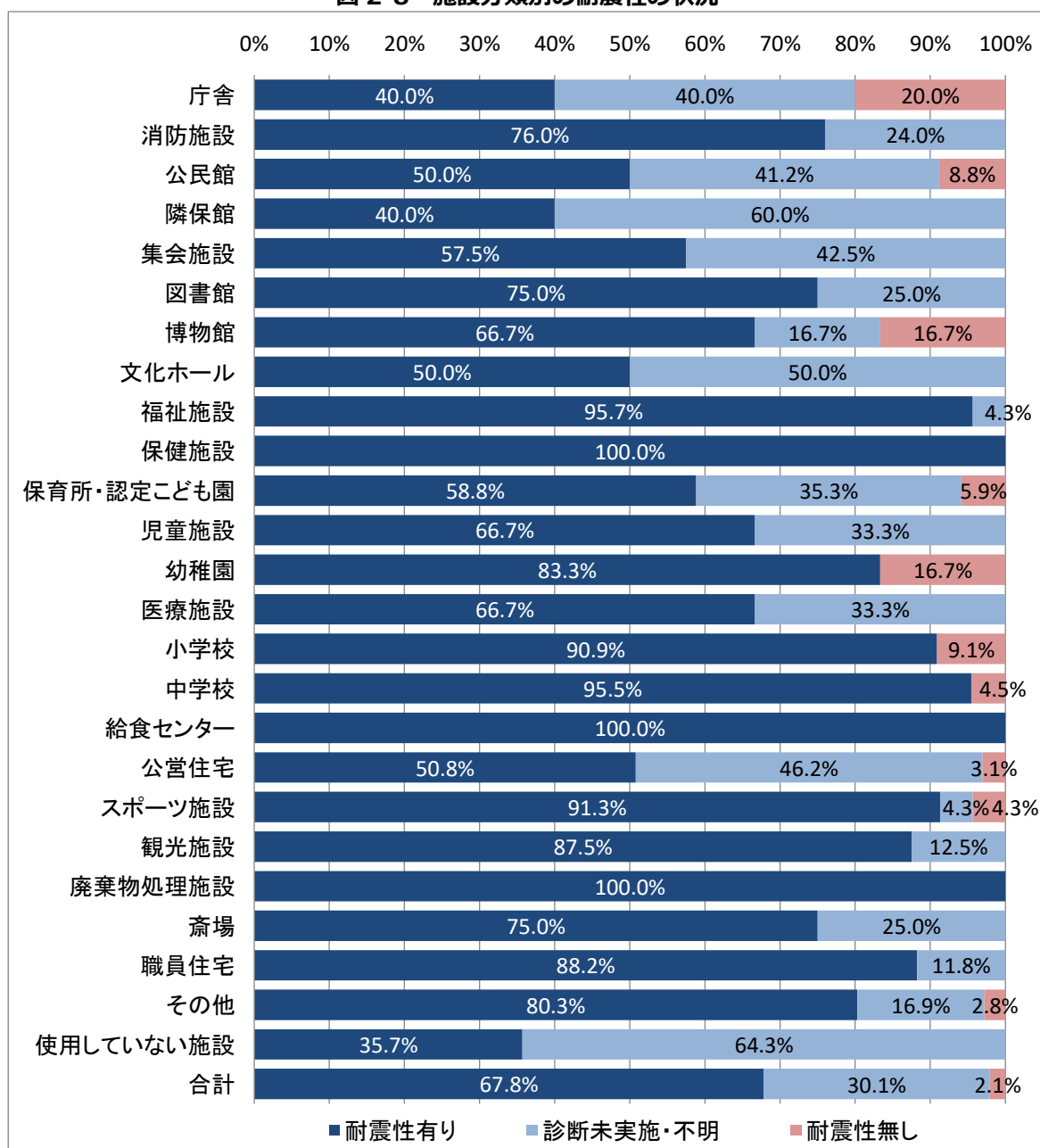
#### ④ 耐震化の状況

一部の施設で耐震性に課題があり、防災性の向上が求められています。

公共建築物の耐震性については、市全体で2.1%が「耐震性無し」となっています。

また、施設用途別にみると、庁舎で20.0%、公民館で8.8%、博物館で16.7%、保育所・認定こども園で5.9%、幼稚園で16.7%、小学校で9.1%、中学校で4.5%、公営住宅で3.1%、スポーツ施設で4.3%が「耐震性無し」となっています。

図 2-8 施設分類別の耐震性の状況



※ 令和元年度末時点

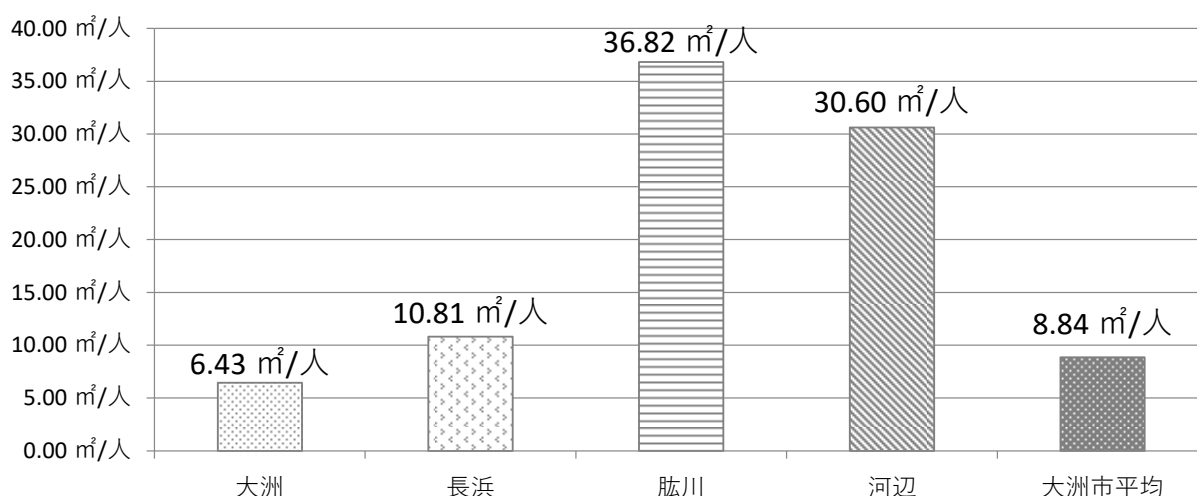
## ⑤ 地域別の施設配置状況

地域別の一人当たり延床面積で見ると、肱川地域と河辺地域は、大洲地域や長浜地域の2倍以上の面積となっています。

地域別の一人当たり延床面積をみると、肱川地域が36.82 m<sup>2</sup>/人と最も多く、次いで河辺地域が30.60 m<sup>2</sup>/人、長浜地域が10.81 m<sup>2</sup>/人、大洲地域が6.43 m<sup>2</sup>/人となっています。

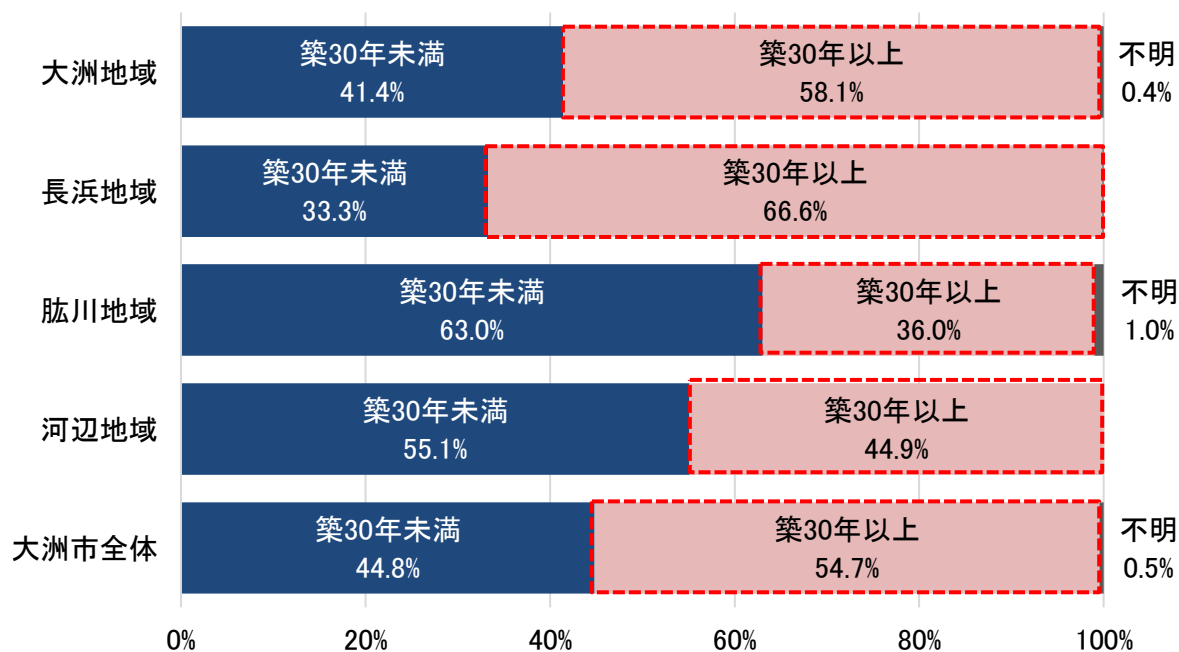
また、地域別の老朽化状況をみると、長浜地域では築30年以上の割合が66.6%と最も多く、次いで大洲地域が58.1%、河辺地域が44.9%、肱川地域が36.0%となっています。

図 2-9 地域別の公共建築物の一人当たり延床面積



出典：住民基本台帳人口（令和2年3月31日）

図 2-10 地域別の公共建築物の老朽化状況（延床面積ベース）



※ 建物が複数ある施設については、建築年が最も古い建物の建築年をその施設の建築年として集計

## ⑥ コスト状況

施設の維持管理や運営に係る経費として、令和元年度は総額 104.7 億円（維持管理 26.1 億円、事業運営 77.3 億円、指定管理委託料 1.3 億円）、令和 2 年度は総額 96.4 億円（維持管理 17.3 億円、事業運営 77.6 億円、指定管理委託料 1.6 億円）が支出されています。

令和元年度の公共建築物の維持管理や運営に係る費用の総額は、104.7 億円となっています。

施設用途別にみると、医療施設が 30.1 億円と最も多く、次いで、庁舎が 22.6 億円、福祉施設が 9.8 億円、消防施設が 8.1 億円、保育所・認定こども園が 7.2 億円の順に多くなっています。

令和 2 年度の公共建築物の維持管理や運営に係る費用の総額は、96.4 億円となっています。

施設用途別にみると、医療施設が 26.8 億円と最も多く、次いで、庁舎が 22.6 億円、福祉施設が 11.0 億円、保育所・認定こども園が 7.8 億円、消防施設が 7.4 億円の順に多くなっています。

表 2-2 公共建築物のコスト状況（令和元年度・令和 2 年度）

(千円)

施設分類		令和元年度				令和2年度			
大分類	中分類	施設に係る経費	事業運営に係る経費	指定管理委託料	合計	施設に係る経費	事業運営に係る経費	指定管理委託料	合計
行政系施設	庁舎	72,595	2,186,983	0	2,259,578	71,285	2,193,107	0	2,264,392
	消防施設	70,032	740,346	0	810,378	29,326	713,204	0	742,530
市民文化・社会教育系施設	公民館	86,710	230,498	0	317,208	57,301	224,883	0	282,184
	隣保館	4,974	29,683	0	34,657	5,266	33,856	0	39,122
	集会施設	21,035	933	0	21,967	26,765	940	0	27,705
	図書館	55,319	55,909	0	111,228	28,656	53,136	0	81,791
	博物館	2,835	15,315	22,839	40,989	3,343	14,513	23,968	41,824
保健・福祉系施設	文化ホール	27,496	16,241	0	43,736	26,221	14,298	0	40,520
	福祉施設	152,159	800,604	31,330	984,093	197,351	870,560	31,890	1,099,800
子育て支援施設	保健施設	4,590	122,129	0	126,719	6,356	118,461	0	124,817
	保育所・認定こども園	25,116	691,624	0	716,740	22,203	756,863	0	779,066
	児童施設	1,903	27,792	0	29,695	1,599	26,359	0	27,958
医療施設	幼稚園	5,000	82,789	0	87,789	4,372	54,125	0	58,497
	医療施設	573,714	2,441,102	0	3,014,816	295,135	2,379,881	0	2,675,016
学校教育系施設	小学校	74,884	17,541	0	92,425	69,675	17,541	0	87,216
	中学校	618,213	11,694	0	629,907	69,931	11,694	0	81,625
	給食センター	35,826	151,586	0	187,412	35,361	156,492	0	191,853
公営住宅		55,048	4,280	0	59,328	54,794	4,061	0	58,855
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	171,221	16,179	0	187,401	67,401	23,699	0	91,100
	観光施設	23,321	3,212	72,868	99,401	32,271	2,739	99,447	134,458
廃棄物処理施設		477,829	60,912	0	538,741	552,695	61,532	0	614,227
その他	斎場	17,911	13,008	0	30,918	19,842	13,016	0	32,857
	職員住宅	299	169	0	468	3,042	138	0	3,179
	その他	22,051	10,694	0	32,744	44,451	11,684	0	56,135
使用していない施設		5,777	1,649	0	7,427	4,504	0	0	4,504
合計		2,605,859	7,732,871	127,036	10,465,766	1,729,143	7,756,783	155,305	9,641,231

※ 施設に係る経費は、光熱水費、維持管理費、賃貸料、工事費(改修費)、公有財産・備品購入費などの合計

※ 事業運営に係る経費は、人件費、事業運営委託費、物件費などの合計

## ⑦ 過去に行った対策の実績

平成 26 年度から令和元年度までに、大規模改修 8 施設と建替え 13 施設を実施しました。建替えのうち 2 施設は官民連携（PFI 事業）によるものです。また、廃止・解体 18 施設と売却 1 施設を実施しました。

表 2-3 過去に行った対策の実績（平成 26 年度～令和元年度）

対策	施設名
大規模改修 （耐震補強含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡浜・大洲地区運動公園：運動公園管理棟【H27】</li> <li>・大洲北中学校：管理棟、普通教室棟、特別教室棟【H27】</li> <li>・大洲隣保館：建物全体【H28】</li> <li>・慶雲寺団地：建物全体【H28、H30】</li> <li>・平野小学校：校舎【H29】</li> <li>・肱東中学校：屋内運動場【H29】</li> <li>・大洲・喜多衛生事務組合 清流園：処理棟【H29、H30】</li> <li>・大洲消防署川上支署：建物全体【R1】</li> </ul>
建替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肱北分団第 2 部消防詰所：建物全体【H27】</li> <li>・肱南分団第 4 部消防詰所：建物全体【H28】</li> <li>・三善分団第 1 部消防詰所：建物全体【H28】</li> <li>・養護老人ホーム清和園：建物全体【H28】</li> <li>・長浜保育所：建物全体【H28】</li> <li>・菅田保育所：建物全体【H30】</li> <li>・大洲南中学校：屋内運動場【H30】</li> <li>・大洲消防署長浜支署：建物全体【R1】</li> <li>・南久米分団第 1 部消防詰所：建物全体【R1】</li> <li>・長浜分団第 5 部詰所：建物全体【R1】</li> <li>・大洲北中学校：技術教室棟、屋内運動場【R1】</li> </ul>
官民連携 （PFI 事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜中学校：平成 28 年 12 月～令和 17 年 3 月</li> <li>・肱川中学校：平成 30 年 3 月～令和 17 年 3 月</li> </ul>
売却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生寮 新谷住宅【H28】</li> </ul>
廃止・解体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肱北分団第 6 部消防詰所【H27】</li> <li>・肱北駐車場【H28】</li> <li>・正山分団詰所【H29】</li> <li>・下敷水集会所【H30】</li> <li>・大和小学校【H30】</li> <li>・旧正山幼稚園【H30】</li> <li>・旧教員住宅(山鳥坂 341)-01【H30】</li> <li>・旧蔵川小学校（校舎）【H30】</li> <li>・旧大成小学校（校舎）【H30】</li> <li>・旧上須戒小学校（校舎）【H30】</li> <li>・池田集会所-01【R1】</li> <li>・八重栗集会所【R1】</li> <li>・竹の瀬集会所【R1】</li> <li>・長浜産業展示館【R1】</li> <li>・神納団地【R1】</li> <li>・今坊共同作業場【R1】</li> <li>・元海水浴場脱衣場【R1】</li> <li>・旧教員住宅(山鳥坂 341)-02【R1】</li> </ul>

## (2) インフラの現状

### ① 保有状況

道路（総延長 1,700km）や橋梁（総延長 6,598m）、水道事業（管路 367km）、公共下水道（管路 52km）等を中心に、多くのインフラを保有しています。

表 2-4 インフラの保有状況

施設分類		施設数等	備考
大分類	中分類		
道路		1,890 路線 (総延長 1,699,500 m)	一人当たり道路延長： 40.1m/人
橋梁		488 橋 (総延長 6,598 m)	コンクリート橋 449 橋、 鋼橋 38 橋、木橋 1 橋
トンネル		3 本 (総延長 1,213 m)	
公園	都市公園、緩衝緑地、 普通公園、その他公園	69 箇所 (164 ha)	一人当たり公園面積： 38.6 m <sup>2</sup> /人
上水道	水道事業	水道管 367 km 取水施設 15 箇所 配水施設 24 箇所	給水人口：34,983 人 (令和元年度末)
	簡易水道事業	14 事業 (管路 204,287 m)	給水人口：3,320 人 (令和元年度末)
	飲料水供給施設	17 施設 (管路 41,141 m)	給水人口：514 人 (令和元年度末)
	共同給水施設	24 施設 (管路 35,071 m)	給水人口：380 人 (令和元年度末)
工業用水道		2 事業 (管路 9,721 m)	大洲事業、長浜事業
公共下水道		認可区域 287.8 ha 管路 51,643 m 浄化センター 2 箇所 雨水ポンプ場 2 箇所 マンホールポンプ 5 箇所	【肱南処理区】 水洗化率：90.6% 【肱北処理区】 水洗化率：38.5%
農業集落排水事業		整備済面積 24 ha 管路 7,996 m	【八多喜地区】 水洗化率：85.0%
港湾		護岸 14 施設 (総延長 2,675 m)	
漁港		7 港	
農道		130 路線 (総延長 64,752 m)	橋梁 7 橋
林道		87 路線 (総延長 150,780 m)	橋梁 1 橋
ため池		102 箇所 (総貯水量 303,100 m <sup>3</sup> )	
光ファイバーケーブル		(総延長 9,117 km)	

※ 令和元年度末時点

## ② 老朽化の状況

今後、多くのインフラで老朽化が進行し、更新が必要となる施設が急増します。

橋梁、上水道、公共下水道、農業集落排水の老朽化状況をみると、橋梁では建設から40年以上の橋が41.3%、上水道では布設から40年以上の管路が23.8%、公共下水道では布設から20年以上40年未満の管路が41.0%、農業集落排水では布設から20年以上40年未満の管路が100%となっており、今後、多くのインフラで老朽化が進行し、更新が必要となる施設が急速に増加していきます。

図 2-11 橋梁の経過年数別の橋長

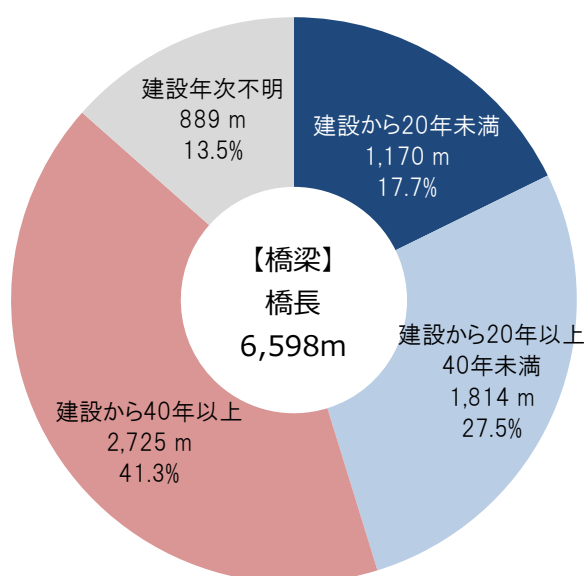


図 2-12 上水道の経過年数別の管路延長

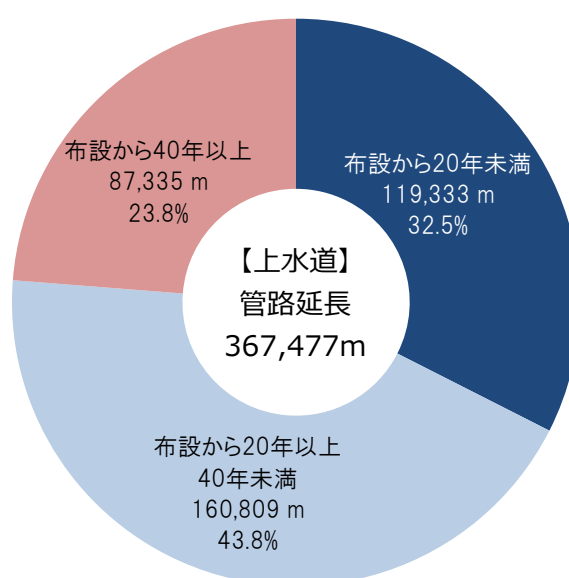


図 2-13 公共下水道の経過年数別の管路延長

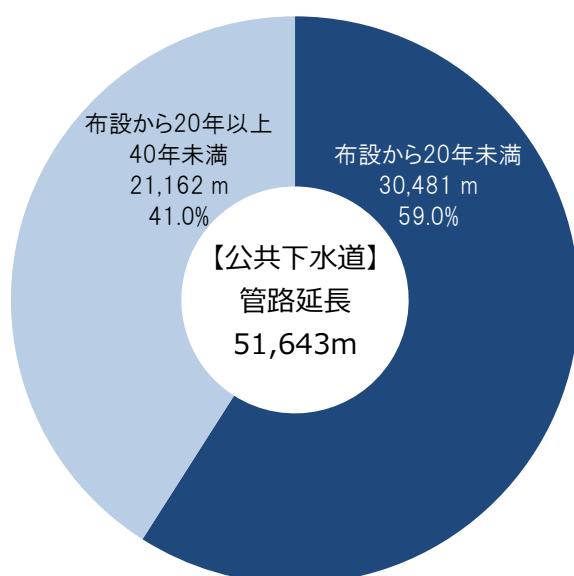
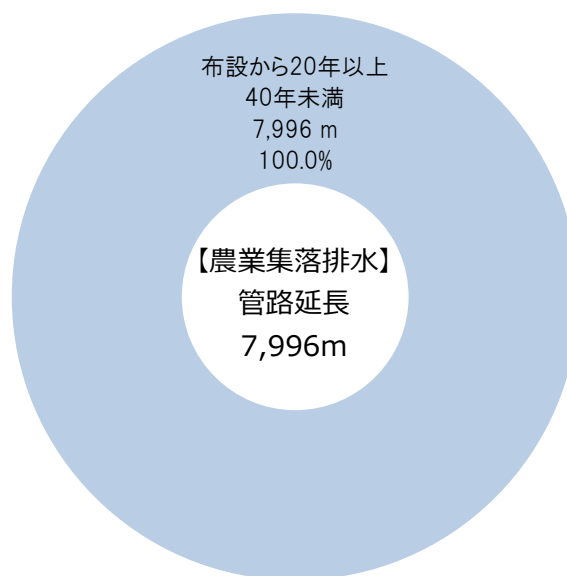


図 2-14 農業集落排水の経過年数別の管路延長



### ③ コスト状況

インフラの維持管理や新設改良・更新に係る経費として、令和元年度は総額 38.0 億円（維持管理 13.5 億円、新設改良・更新 24.5 億円）、令和 2 年度は総額 32.3 億円（維持管理 13.3 億円、新設改良・更新 19.0 億円）が支出されています。

令和元年度のインフラの維持管理や新設改良・更新に係る費用の総額は、38.0 億円となっています。施設用途別にみると、上水道・簡易水道（飲料水供給・共同給水を含む）が 16.3 億円と最も多く、次いで、道路が 8.4 億円、工業下水道が 5.8 億円、公園が 1.6 億円の順に多くなっています。

令和 2 年度のインフラの維持管理や新設改良・更新に係る費用の総額は、32.3 億円となっています。施設用途別にみると、上水道・簡易水道が 11.7 億円と最も多く、次いで、道路が 9.8 億円、公共下水道が 4.2 億円、公園が 1.3 億円の順に多くなっています。

表 2-5 インフラのコスト状況（令和元年度・令和 2 年度）

（千円）

施設分類	令和元年度			令和2年度		
	維持管理費	新設改良 ・更新費	合計	維持管理費	新設改良 ・更新費	合計
道路（橋梁を含む）	121,091	721,082	842,173	119,354	857,504	976,858
公園	157,677	303	157,980	125,952	4,767	130,720
上水道・簡易水道	454,901	1,179,424	1,634,324	472,655	694,698	1,167,352
飲料水供給・共同給水	上水道・簡易水道に含む			26,690	812	27,502
工業用水道	2,891	0	2,891	3,429	0	3,429
公共下水道	131,311	445,364	576,676	131,418	291,801	423,219
農業集落排水事業	16,087	0	16,087	15,464	0	15,464
港湾	0	18,700	18,700	94	9,020	9,114
漁港	3,723	0	3,723	17,783	0	17,783
農道	2,022	0	2,022	2,000	0	2,000
林道	3,000	77,000	80,000	2,410	31,300	33,710
ため池	0	0	0	120	0	120
光ファイバーケーブル	7,819	16,915	24,734	6,681	10,014	16,695
合計	900,520	2,458,789	3,359,309	924,049	1,899,916	2,823,965

- ※ 令和 2 年度から簡易水道事業が上水道事業に統合したため、施設分類を「上水道」から「上水道・簡易水道」、「簡易水道・飲料水供給・共同給水」から「飲料水供給・共同給水」に変更しています。
- ※ 令和元年度の「飲料水供給・共同給水」のコスト状況は、簡易水道特別会計で整理されており、「飲料水供給・共同給水」のみの金額を整理できないため、「上水道・簡易水道」に合算しています。



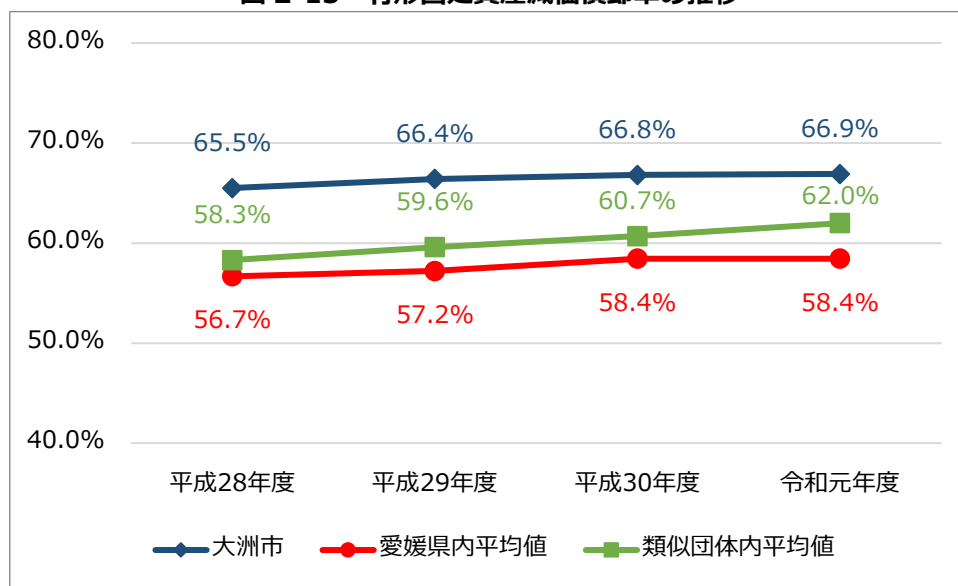
### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

本市の令和元年度の有形固定資産減価償却率は66.9%であり、愛媛県内平均値及び類似団体平均値より高く、有形固定資産の老朽化が進んでいます。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却施設（建物、工作物、物品など）について、耐用年数に対して資産を取得してからどの程度経過しているかを表すものです。この比率が高いほど施設の減価償却が進んでいることを示しています。

本市の有形固定資産減価償却率は、平成28年度以降、微増傾向にあり、令和元年度は66.9%となっています。愛媛県内平均値及び類似団体内平均値と比較すると、本市の方が約5～9%高くなっています。

図 2-15 有形固定資産減価償却率の推移



資料：市町別財務状況資料集（令和元年度、愛媛県）

※ 類似団体内平均値は、大洲市と同じ市町村類型「I-1」に属する団体の平均値である。

## (4) 人口動向

### ① 人口の推移

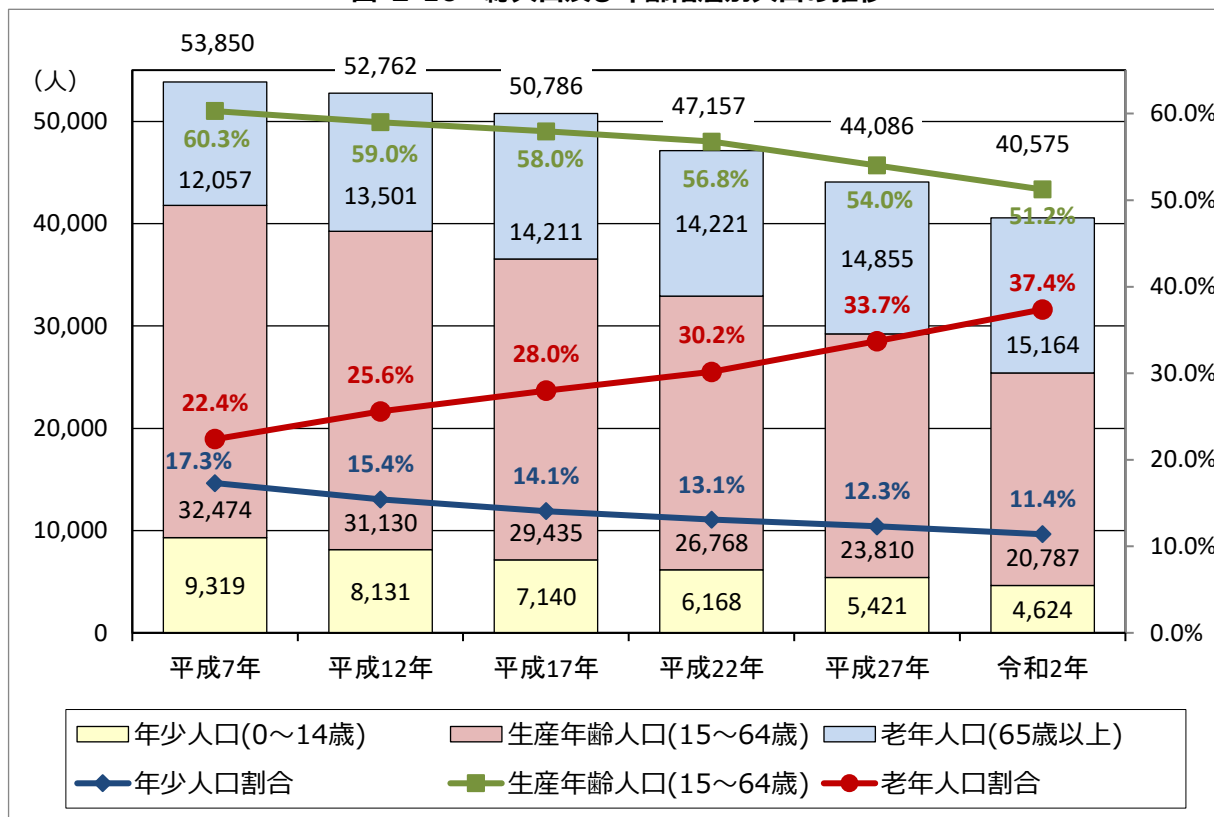
本市の人口は、平成7年は53,850人でしたが、令和2年には40,575人に減少しています。年齢階層別の人口割合をみると年少人口が11.4%に減少し、老年人口が37.4%に増加しており、少子高齢化が進行しています。

国勢調査による平成7年(1995)の本市の総人口は53,850人でしたが、その後減少が続き、令和2年(2020)国勢調査における総人口は40,575人となっています。

年齢階層別の人口割合をみると、年少人口は平成7年(1995)に17.3%でしたが令和2年(2020)には11.4%に減少しています。一方、老年人口は平成7年(1995)に22.4%でしたが、令和2年(2020)には37.4%に増加しており、少子高齢化が進行しています。

地域別にみると、平成7年(1995)の地域別人口は大洲地域が38,937人、長浜地域が10,180人、肱川地域が3,275人、河辺地域が1,458人でしたが、令和2年(2020)の地域別人口は大洲地域が32,408人、長浜地域が5,808人、肱川地域が1,807人、河辺地域が552人となっており、減少していることがわかります。人口減少割合は16.8%~62.1%であり、地域によって大きな差がみられます。

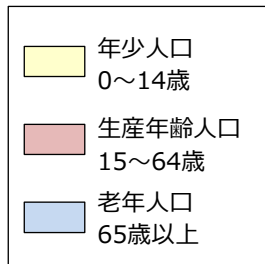
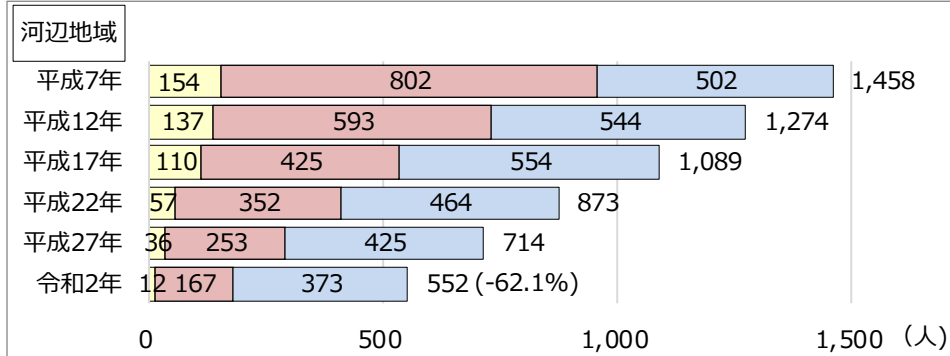
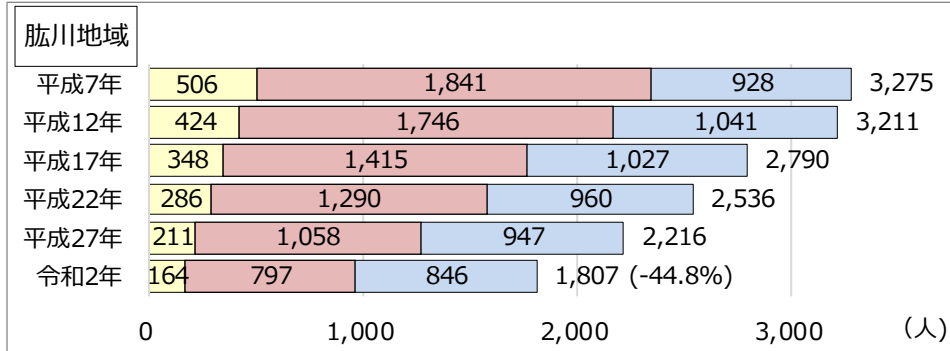
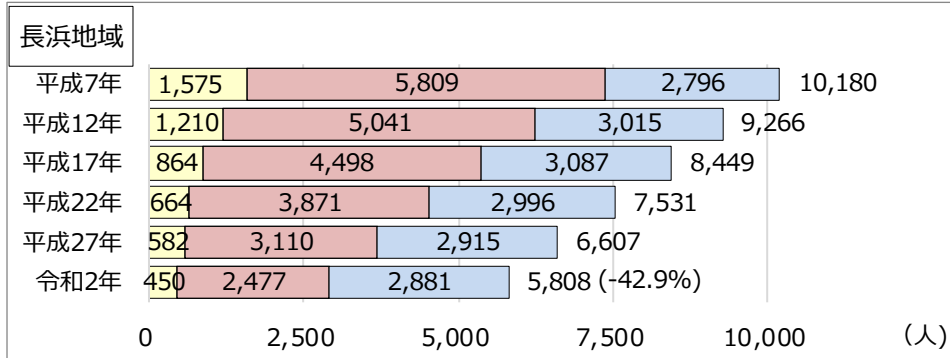
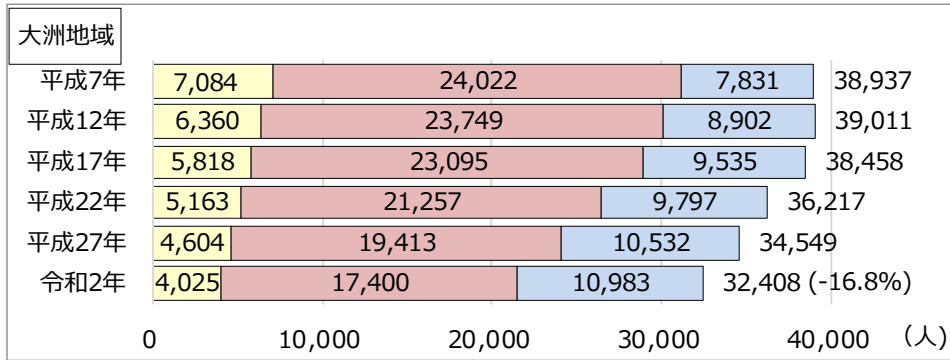
図 2-16 総人口及び年齢階層別人口の推移



資料：国勢調査

※ 年齢不詳の人口は、年齢階層別人口の割合に応じて按分して加算しています。

図 2-17 地域別の人口推移



資料：国勢調査

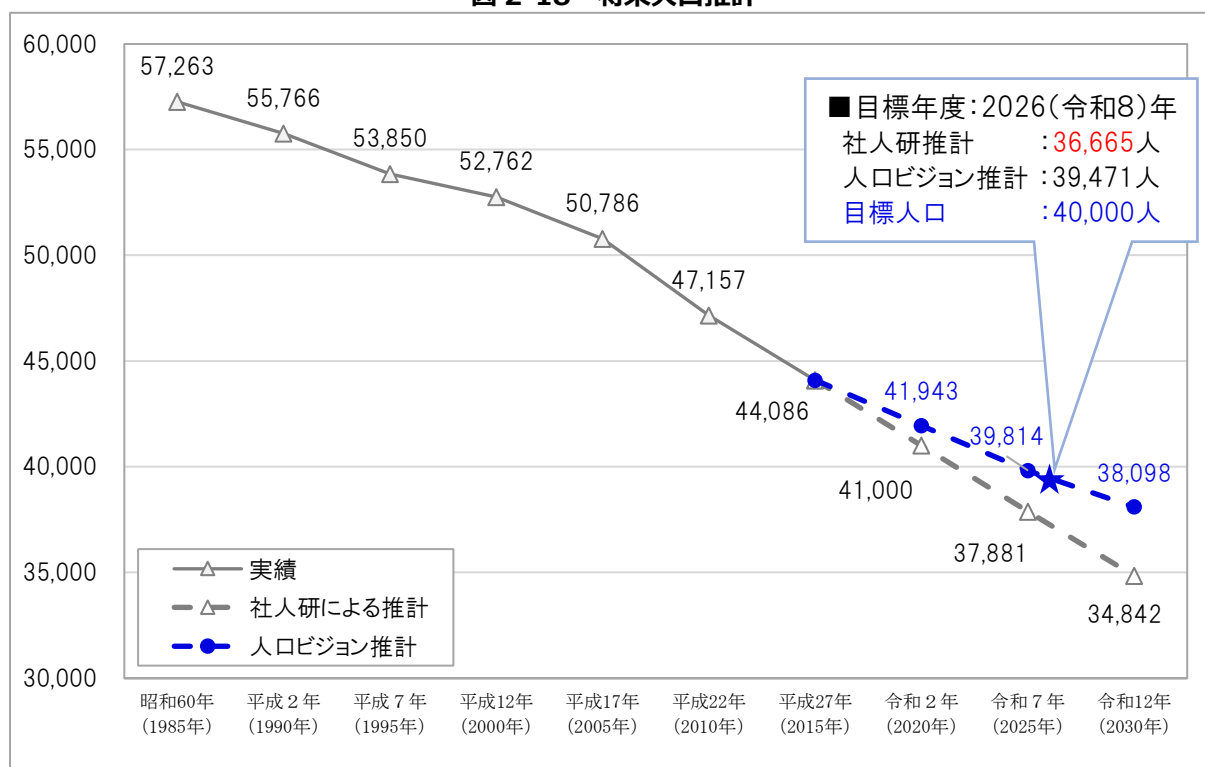
※ 年齢不詳の人口は、年齢階層別人口の割合に按分して加算しています。

## ② 大洲市の人口の将来展望

「第2次大洲市総合計画」及び「第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の実施により、令和8年（2026年）に40,000人の人口を維持することを目標としています。

「第2次大洲市総合計画（後期基本計画）」では、「第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各種施策と連携を図りながら、「第2次大洲市総合計画（後期基本計画）」に掲げる施策を確実に実施し、着実な成果をあげることで、令和8年（2026年）の目標人口を40,000人としています。

図 2-18 将来人口推計



資料：第2次大洲市総合計画（後期基本計画）（令和4年3月）

- ※ 大洲市人口ビジョン（平成28年3月）では、平成22（2010）年の人口を基準に、令和42（2060）年までの人口推計を行い、令和42（2060）年の目標人口を掲げている。
- ※ 社人研による推計は、「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」による公表値（平成27（2015）年を基準とした推計）を示している。
- ※ 大洲市人口ビジョン推計及び社人研による推計は、令和2（2020）年の国勢調査の結果（40,575人）とは一致しない。

## (5) 財政状況

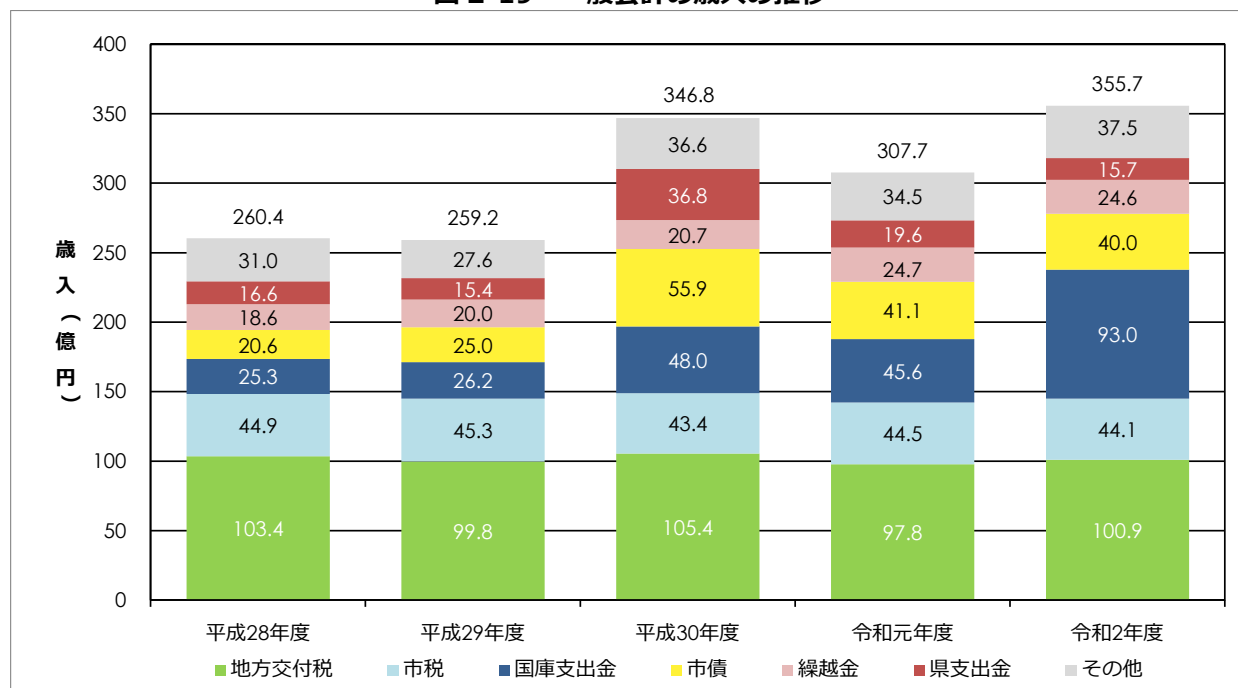
過去 10 年間の建設費の推移をみると、平成 23 年度は 45.9 億円でしたが、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復興に伴い、令和 2 年度には 63.8 億円に増加しており、年平均額は 48.8 億円となります。

本市の歳入は、平成 28 年度(2016)及び平成 29 年度(2017)は約 260 億円でしたが、平成 30 年度(2018)以降は、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興に伴い、国庫支出金や市債が増え、令和 2 年度(2020)は 355.7 億円となっています。

歳出は、平成 28 年度(2016)及び平成 29 年度(2017)は約 240 億円でしたが、平成 30 年度(2018)以降は、普通建設事業費や物件費、補助費等が増え、令和 2 年度(2020)は 328.5 億円となっています。

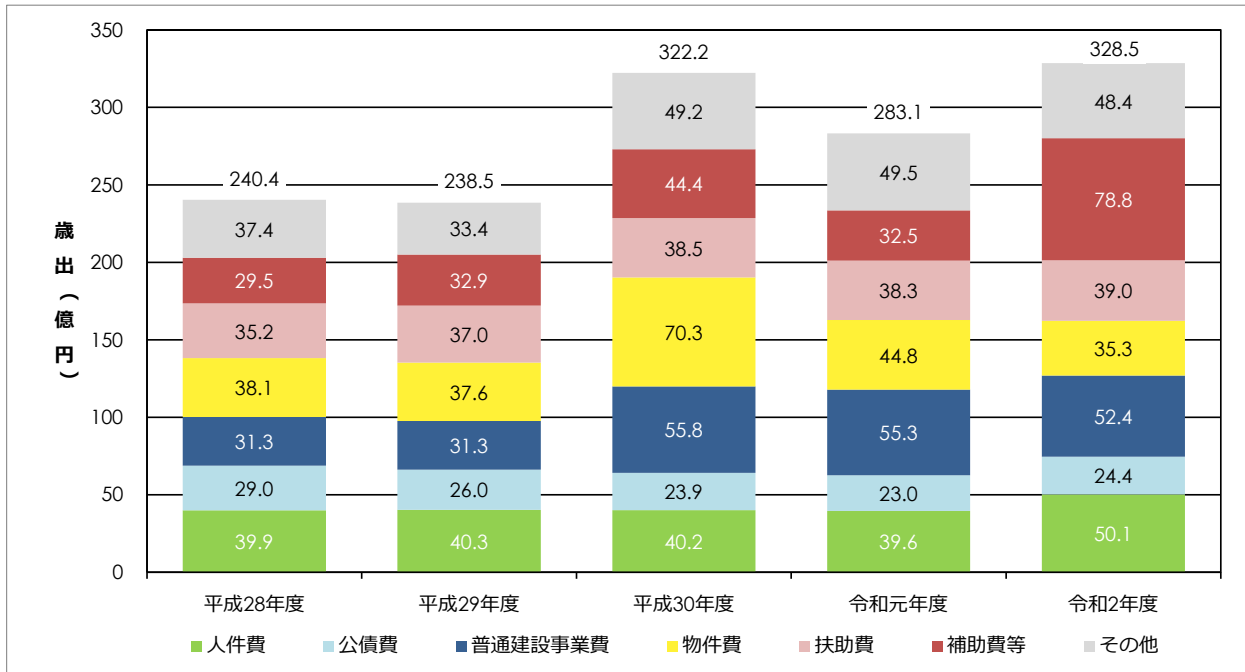
また、一般会計、企業会計、特別会計の建設費の総額は、平成 23 年度(2011)は 45.9 億円でしたが、令和 2 年度には 63.8 億円に増加しています。平成 23 年度から令和 2 年度の過去 10 年間の建設費平均額は 48.8 億円になります。

図 2-19 一般会計の歳入の推移



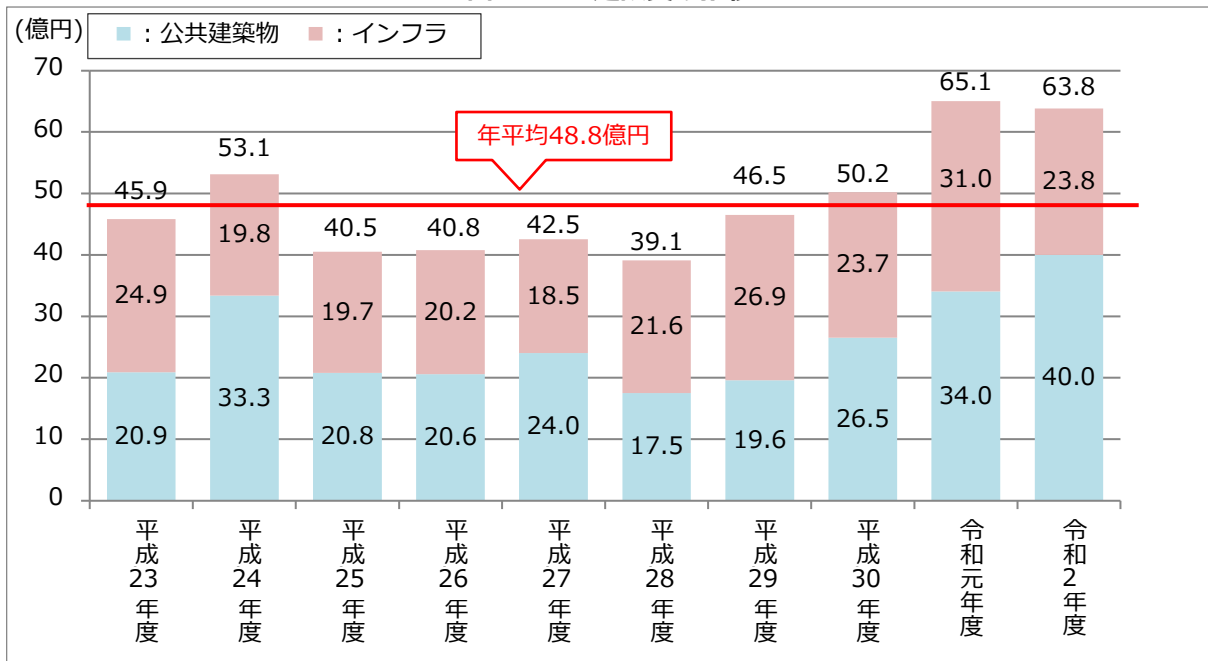
資料：一般会計歳入歳出決算書

図 2-20 一般会計の歳出の推移



資料：一般会計歳入歳出決算書

図 2-21 建設費の推移



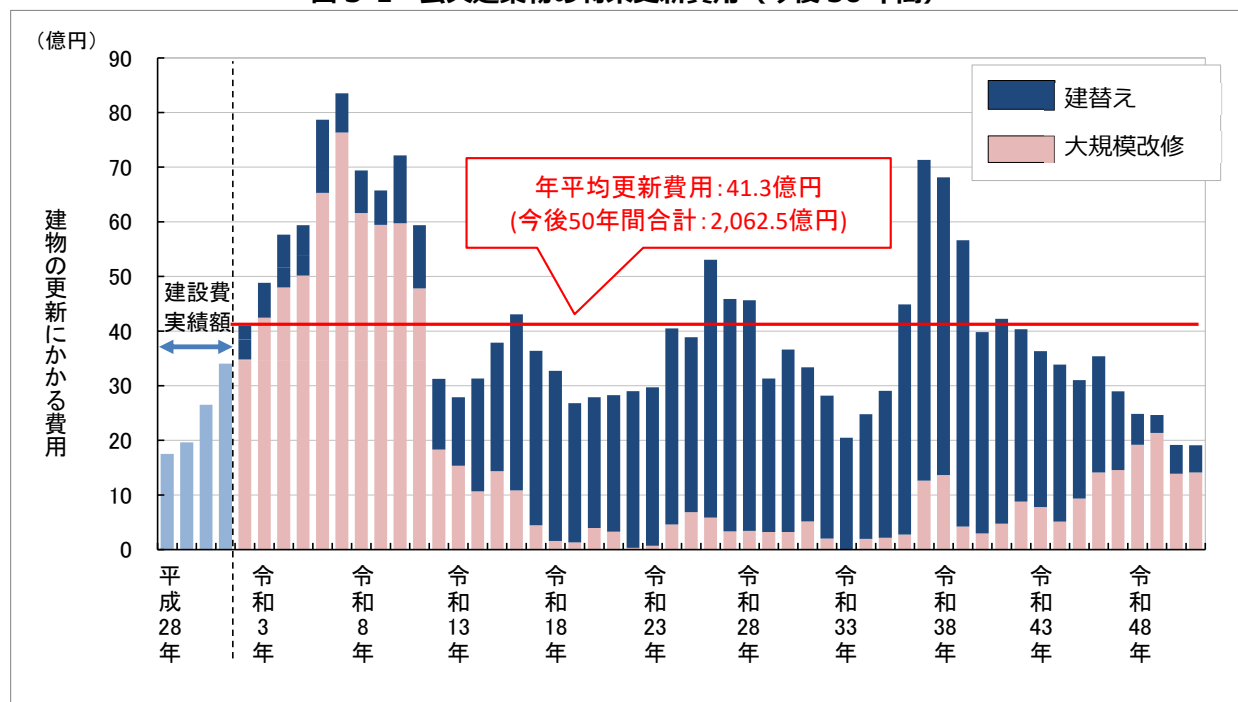
※ 建設費は、一般会計(普通建設事業費、道路舗装事業費)、企業会計および特別会計(建設投資額)の合計金額  
 ※ 平成30年度および令和元年度の建設費は、平成30年7月豪雨災害関連経費を控除した合計金額です。

### 3 将来更新費用の見通し

#### (1) 公共建築物の将来更新費用

現在保有している全ての公共建築物の大規模改修及び建替えを一定の周期で実施し、健全な状態を維持する場合、今後50年間で2,062.5億円（年平均41.3億円）の更新費用が必要になると推計されます。

図 3-1 公共建築物の将来更新費用（今後50年間）



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

表 3-1 公共建築物の将来更新費用（10年毎）

	実績額(億円)	今後50年間の将来更新費用(億円)					
	平成28年 ～令和元年	令和2年 ～令和11年	令和12年 ～令和21年	令和22年 ～令和31年	令和32年 ～令和41年	令和42年 ～令和51年	50年間 合計
建替え		90.2	239.3	347.2	378.4	165.4	1,220.4
大規模改修		545.6	84.1	36.9	47.2	128.3	842.1
合計	97.7	635.8	323.5	384.0	425.5	293.7	2,062.5
(年平均)	24.4	63.6	32.3	38.4	42.6	29.4	41.3



表 3-2 施設用途別の将来更新費用（公共建築物）

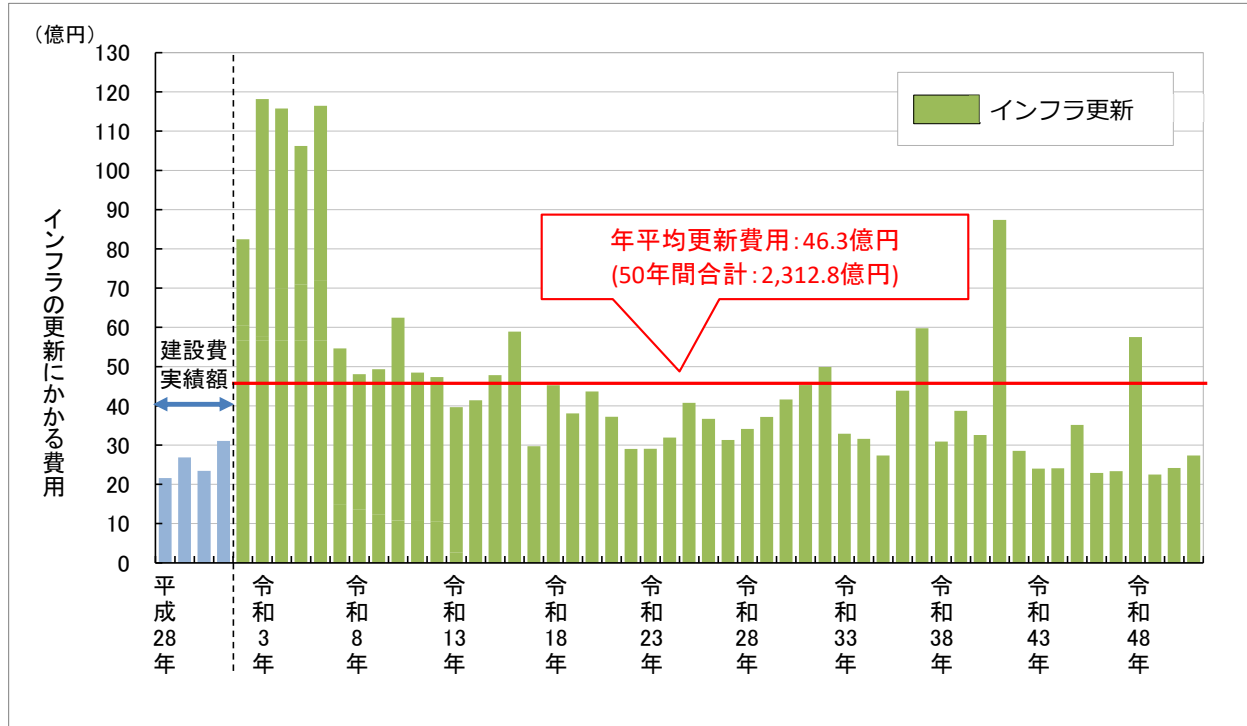
大分類	中分類	大規模 改修 (億円)	建替え (億円)	合計 (億円)	年平均 (億円)
行政系施設	庁舎	41.8	43.4	85.2	1.7
	消防施設	24.4	25.5	49.9	1.0
市民文化系施設	公民館	72.3	87.4	159.7	3.2
	隣保館	5.7	7.1	12.9	0.3
	集会施設	77.5	105.4	182.9	3.7
	図書館	6.1	6.8	12.9	0.3
	博物館	10.6	14.2	24.8	0.5
	文化ホール	13.2	21.1	34.3	0.7
保健・福祉系 施設	福祉施設	46.8	76.1	122.9	2.5
	保健施設	5.0	9.0	14.1	0.3
子育て支援施設	保育所・認定こども園	14.5	20.0	34.6	0.7
	児童施設	2.4	4.8	7.2	0.1
	幼稚園	4.9	7.7	12.6	0.3
医療施設		32.1	49.0	81.1	1.6
学校教育系施設	小学校	76.1	125.4	201.5	4.0
	中学校	67.6	98.5	166.2	3.3
	給食センター	4.7	0.8	5.5	0.1
公営住宅		128.8	164.2	293.0	5.9
スポーツ・レクリエーション 系施設	スポーツ施設	45.5	82.5	128.0	2.6
	観光施設	24.9	31.2	56.1	1.1
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	6.1	19.5	25.6	0.5
その他	斎場	4.5	8.1	12.6	0.3
	職員住宅	3.7	6.0	9.7	0.2
	その他	109.9	184.6	294.5	5.9
使用していない施設		12.9	21.9	34.8	0.7
合計		842.1	1,220.4	2,062.5	41.3

※ 一部事務組合・広域連合が運営している施設は、大洲市の費用負担割合に応じた更新費用を計上。

## (2) インフラの将来更新費用

現在保有している全てのインフラを一定の周期で更新し、健全な状態を維持する場合、今後50年間で2,312.8億円（年平均46.3億円）の更新費用が必要になると推計されます。

図 3-2 インフラの将来更新費用（今後50年間）



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

表 3-3 インフラの将来更新費用（10年毎）

	実績額(億円)	今後50年間の将来更新費用(億円)					
		平成28年 ～令和元年	令和2年 ～令和11年	令和12年 ～令和21年	令和22年 ～令和31年	令和32年 ～令和41年	令和42年 ～令和51年
インフラ更新	102.9	802.0	429.2	357.1	435.0	289.6	2,312.8
(年平均)	25.7	80.2	42.9	35.7	43.5	29.0	46.3

表 3-4 施設用途別の将来更新費用（インフラ）

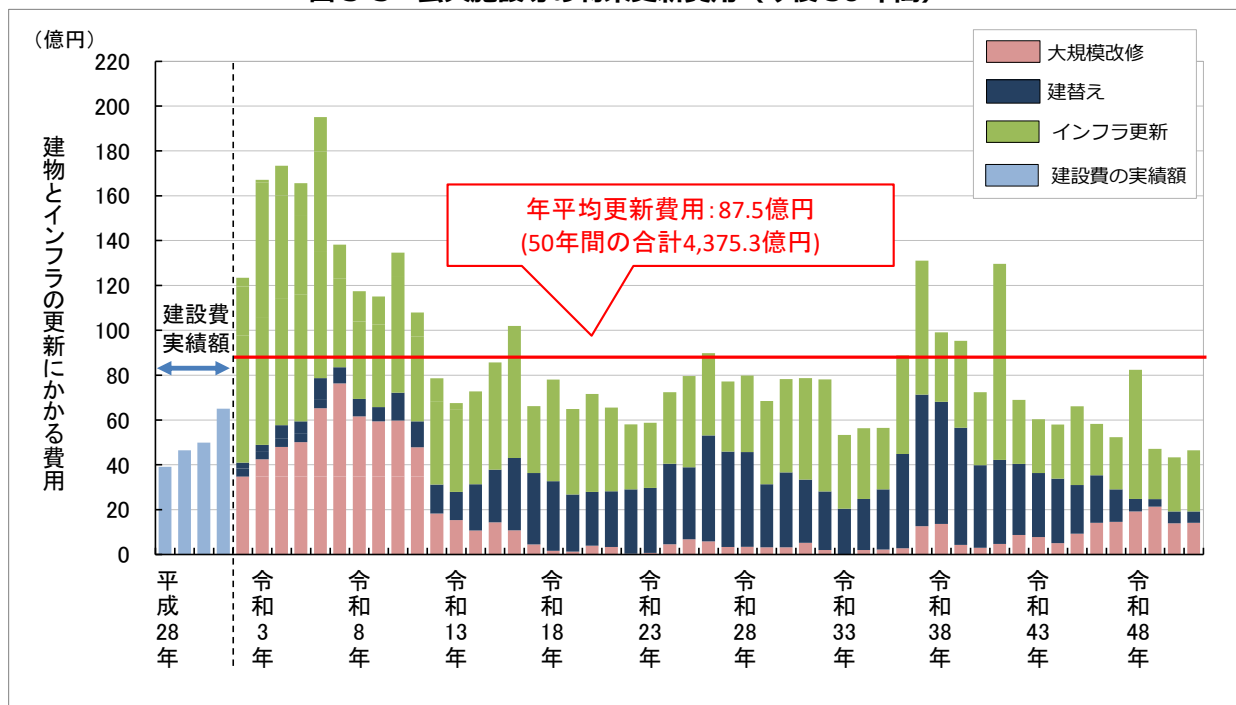
施設分類		更新 (億円)	年平均 (億円)
大分類	中分類		
道路		740.3	14.8
橋梁		261.3	5.2
トンネル		0.0	0.0
公園		14.7	0.3
上水道	管路	413.3	8.3
	取水施設・配水施設	71.0	1.4
	簡易水道管路	208.9	4.2
	飲料水供給・共同給水管路	96.6	1.9
	工業用水道管路・取水施設	17.3	0.3
下水道	管路	104.6	2.1
	終末処理場・ポンプ場	132.2	2.6
	農業集落排水管路	9.9	0.2
	農業集落排水処理場	9.4	0.2
港湾		57.9	1.2
漁港		172.2	3.4
農道		1.9	0.0
林道		1.3	0.0
ため池		-	-
光ファイバーケーブル		-	-
合計		2,312.8	46.3

- ※ インフラの更新費用は、令和元年度時点の新規整備計画における新規整備分の費用を含む。
- ※ 一部事務組合・広域連合が運営している施設は、大洲市の費用負担割合に応じた更新費用を計上。

### (3) 公共施設等の将来更新費用

現在保有している全ての公共建築物及びインフラを一定の周期で改修・更新し、健全な状態を維持する場合、今後50年間で4,375.3億円（年平均87.5億円）の更新費用が必要になると推計されます。

図 3-3 公共施設等の将来更新費用（今後50年間）



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

表 3-5 公共施設等の将来更新費用（10年毎）

期間	公共建築物			インフラ	合計 (億円)	年平均 (億円/年)
	大規模改修 (億円)	建替え (億円)	計 (億円)	更新 (億円)		
令和2年～令和11年	545.6	90.2	635.8	802.0	1437.7	143.8
令和12年～令和21年	84.1	239.3	323.5	429.2	752.7	75.3
令和22年～令和31年	36.9	347.2	384.0	357.1	741.1	74.1
令和32年～令和41年	47.2	378.4	425.5	435.0	860.6	86.1
令和42年～令和51年	128.3	165.4	293.7	289.6	583.3	58.3
50年合計	842.1	1,220.4	2,062.5	2,312.8	4,375.3	87.5

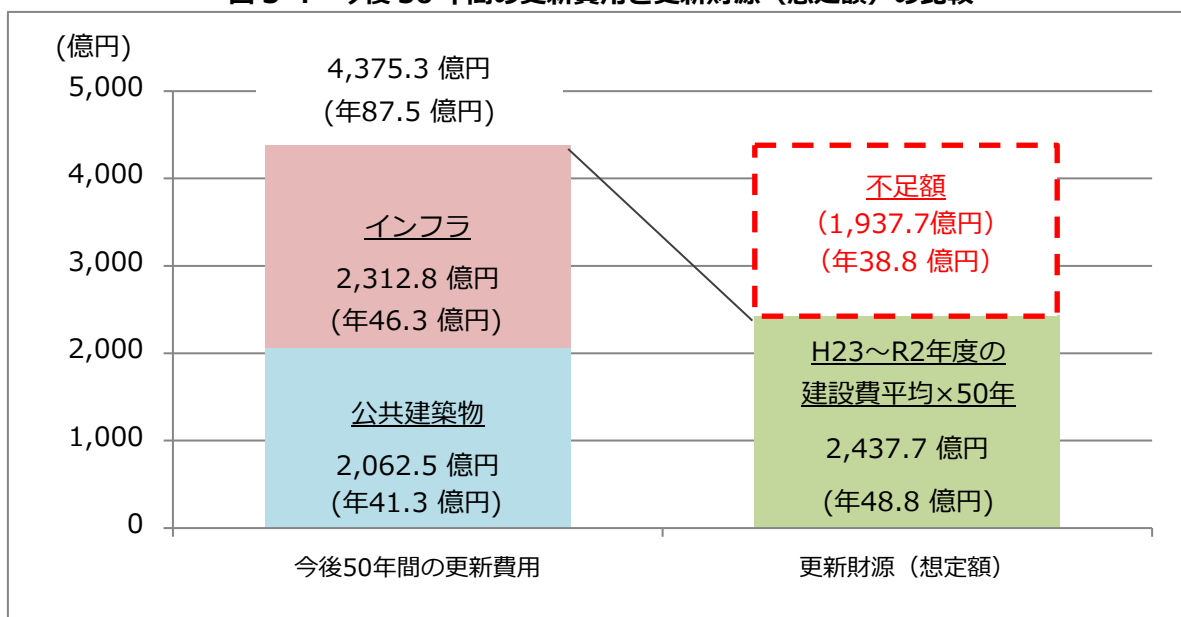
#### (4) 将来更新費用の不足額

現在保有している全ての公共建築物及びインフラを一定の周期で改修・更新し、健全な状態を維持するためには、今後50年間で4,375億円（公共建築物：2,063億円、インフラ：2,313億円）の更新費用が必要になると推計されます。

一方、大洲市の過去10年間（平成23年度～令和2年度）の建設費の推移をみると、過去10年間の平均額は48.8億円になります。過去10年間の建設費平均48.8億円と同程度の財源を今後も確保すると仮定した場合、今後50年間の更新財源は2,438億円になります。

以上より、今後50年間の更新費用の不足額は、将来更新費用の試算結果4,375億円から、更新財源（想定額）2,438億円を差し引いた1,938億円（年平均38.8億円）と見込まれます。

図 3-4 今後50年間の更新費用と更新財源（想定額）の比較



## (5) 公共施設等の課題

本市が保有している公共施設等の課題は次のとおりです。

### 老朽化の進行

公共施設等の急速な老朽化が予想され、安全性の低下や景観の阻害等の問題の発生が懸念されます。

限られた財政状況の中で計画的に更新を図る必要があります。

### 人口減少と人口構成の変化

人口減少等に伴い、公共施設等の規模の見直しが必要となります。

また、少子高齢化により、学校等で発生する余剰スペースの活用や高齢者施設等の充実、ユニバーサルデザインへの対応が求められます。

### 厳しい財政状況

扶助費等の歳出が増加する中、1年間に充当できる建設費は限られています。

財源確保のために、公共資産の有効活用や公民連携事業の推進が必要になります。

### 合併に伴う余剰や重複

合併に伴い、余剰空間を有する施設や利用目的が重複する施設が発生しています。

公共施設等の再配置を検討する必要があります。

### 防災性能の向上

頻発・激甚化する自然災害(洪水、土砂災害、津波等)への対策を強化するとともに、耐震性の無い施設は、耐震化を進める必要があります。

避難所では、長期間の避難生活を想定した施設・設備の充実も求められます。

### 計画的な維持管理

限られた予算の中で効率的に維持管理するために、日常点検を行いながら計画的な補修や修繕を行う必要があります。また、エネルギー効率の良い設備に交換することで、エネルギー消費の削減も期待されます。

### 適正な利用者負担

公共施設等を利用する市民と利用しない市民との公平性を保つとともに、将来の市民の負担を減らすためにも、公共施設等の利用者負担の適正化を進める必要があります。

本市では、昭和40年代以降に集中的に整備した公共施設等の老朽化が進み、その更新に必要な費用が、今後、大幅に不足することが見込まれます。また、人口減少・少子高齢化、財政事情の悪化、老朽化の進行など、公共施設等を取り巻く環境が悪化する中で、公共サービスを維持していくための更新費用を確保することは容易ではありません。

しかし、このまま何の対策もしなければ、使用停止や安全性・快適性の低下などを招き、公共サービスそのものが成り立たなくなります。また、各施設を整備した当時と現在及び将来では、社会状況や市民のニーズも大きく変化しているため、今ある公共施設等が今後もそのまま必要であるとは言いきれません。

市民サービスを低下させずに、将来の世代に必要な公共施設を残していくためには、将来の公共施設のあり方を考え、更新や改修、維持管理・運営の方法を含め、公共施設等全体を最小の費用で効果的に活用できるように、マネジメントを行っていく必要があります。

資料：大洲市公共施設等白書

## 4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### (1) 基本方針

#### ① 全体方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する全体方針は次のとおりとします。

将来にわたり必要な行政サービスを継続して提供していくために、人口や財政の将来の見通しを踏まえ、公共施設等の量や質、管理方法の見直しを進めます。

#### ② 公共建築物の基本方針

公共建築物の基本方針は次のとおりとします。

##### 1. 施設の総量（総延床面積）を削減します。

- 将来の世代に過度な負担を残さないために、今後の財政で負担可能な更新財源に収まるように施設の総量（総延床面積）削減を進めます。
- 施設の総量削減にあたっては、市有以外の施設（国、県、民間）の活用や、近隣自治体との広域連携も含めて、市民生活への影響の低減に努めます。
- 不要になった施設は、用途転用や民間への貸付・売却などの有効活用を図るとともに、活用が見込めない場合は解体を進めます。

##### 2. できるかぎり新規整備は行わず、既存施設を有効活用します。

- 更新財源に限られる中、できるかぎり新しい建物等の整備は行わず、既存施設の複合化や統合、用途転用などの有効活用を進めることで、必要なサービスを提供することを基本とします。
- 新しい施設を整備する必要がある場合は、費用対効果を考慮しながら、中長期的な公共施設の保有量の目標の範囲内で行います。

##### 3. 施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。

- 今後も継続的に利用する施設については、予防保全と事後保全を組み合わせながら、定期的な点検・診断を実施して計画的に補修や修繕を行い、施設の長寿命化を推進します。それにより、安全・安心なサービスを継続的に提供するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減と平準化に努めます。



#### **4. 災害対策を推進し、安全・安心な施設を提供します。**

- 多数の人々が利用する施設は、頻発・激甚化する自然災害（洪水、土砂災害、津波等）への対策を進めます。
- 耐震性の無い施設は、施設の必要性を検討した上で、早期に耐震補強を行います。また、耐震診断を実施していない施設は、早期に耐震診断を行い、施設の必要性を検討した上で耐震補強を行います。
- 避難所に指定されている施設は、地震や津波など災害に対する安全性を確保するとともに、長期にわたる避難生活も想定して、施設や設備の充実を図ります。

#### **5. 市民協働や公民連携により、効率的・効果的なサービスを提供します。**

- 市民や地域団体等に日常の維持管理・運営を任せることで、利用の促進や維持管理の効率化が期待できる施設については、市民協働による施設管理を推進します。
- 今後更新を予定する施設のうち、民間の持つアイデアやノウハウを導入することにより、財政負担の軽減やサービス水準の向上が期待できる施設については、公民連携を積極的に推進します。

#### **6. 市民ニーズや社会情勢の変化に合わせて、施設の質の向上を図ります。**

- 市民ニーズや社会情勢の変化を捉えて、柔軟にサービス内容を変更していくとともに、省エネルギー化やユニバーサルデザイン対応など、施設の質の向上を図ります。
- 施設のコスト状況を検証し、利用者と非利用者間の公平性の確保や、将来の市民の負担軽減の観点から、利用者負担の適正化を図ります。

### ③ インフラの基本方針

インフラの基本方針は次のとおりとします。

#### **1. 必要最小限の新規整備を除き、現状維持を基本とします。**

- ・市民生活に直結し、廃止することが困難な既存のインフラは、現状維持を基本とします。なお、今後の社会状況や利用状況に合わせて、施設の規模や事業継続について見直しを図ります。
- ・今後、新しく整備予定のインフラは、今後の社会状況や財政見通し等を踏まえて整備計画を見直し、必要最小限の整備のみを行います。

#### **2. 既存インフラの長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。**

- ・日常的な巡視・パトロールや定期的な点検・診断を行い、事故や災害の発生を未然に防ぎ、安全・安心なサービスを継続的に提供するように努めます。
- ・点検結果を活用して、個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、予防保全と事後保全を組み合わせながら、計画的に補修や修繕を行い、既存インフラの長寿命化等を推進し、ライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減や予算の平準化に努めます。

#### **3. 災害対策を推進し、安全・安心なインフラを提供します。**

- ・橋梁や上下水道等のインフラについては、重要度の高いインフラを選定して、計画的に耐震化や浸水対策などの災害対策を進めます。
- ・地元建設業者との協定の締結など、被災したインフラの早期復旧に向けた体制づくりを進めます。

#### **4. 市民協働や公民連携により、効率的・効果的なサービスを提供します。**

- ・市民や地域団体等と協働して維持管理を行うことで、交流促進やコミュニティ形成等が期待できるインフラについては、市民協働によるインフラ管理を推進します。
- ・インフラの更新や維持管理において、民間企業・団体の有するノウハウや資金を導入することにより、財政負担の軽減やサービス水準の向上等の効果が期待できる事業については、公民連携を推進します。

#### ④ 不足する将来更新費用への対応方針

今後 50 年間で不足する将来更新費用への対応方針は次のとおりとします。

50 年間で将来更新費用の不足額 1,938 億円を解消します。

今後 50 年間の更新費用の不足額は、将来更新費用の試算結果 4,375 億円から、更新財源（想定額）2,438 億円を差し引いた 1,938 億円と見込まれます。そのため、今後 50 年間で将来更新費用の不足額 1,938 億円を解消するものとします。

なお、将来更新費用の不足額の解消に向けて、①公共建築物の長寿命化や統廃合、減築等、②インフラの管理水準の見直し等、③その他方策（官民連携の活用や余剰資産の売却、利用者負担の見直し等）などの取り組みを進めます。

また、10 年毎の不足額を見ると、令和 2 年～令和 11 年の 10 年間に公共建築物の大規模改修やインフラの更新が集中し、10 年間の不足額が 950 億円（50 年間の不足額の約 5 割）と試算されるため、実施時期の平準化を検討します。

図 4-1 将来更新費用の不足額(50 年間)

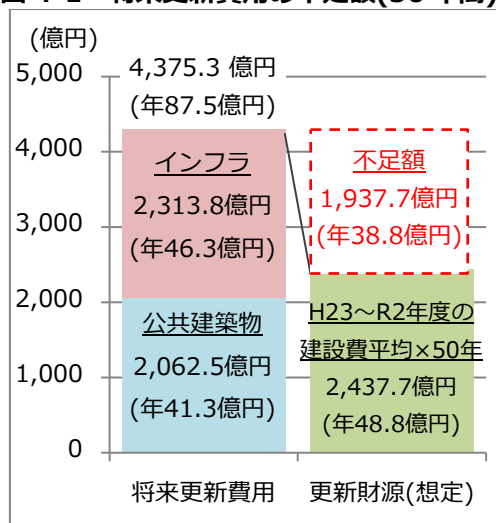
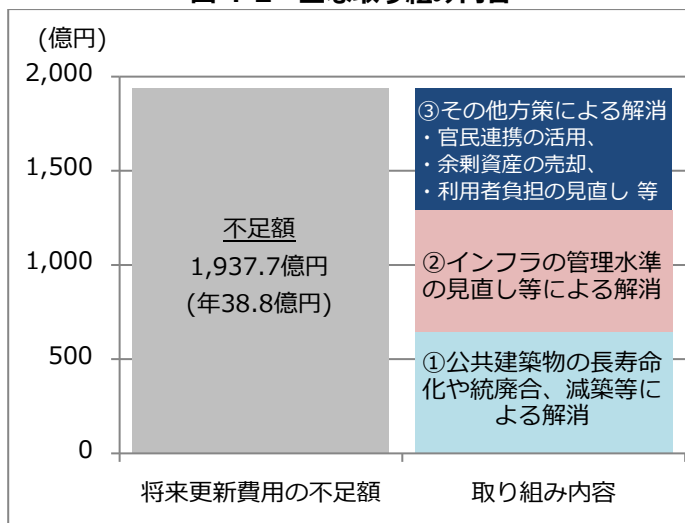


図 4-2 主な取り組み内容



※ 更新財源（想定額）は、過去 10 年間（平成 23～令和 2 年度）の建設費平均額 48.8 億円を使用しています。

表 4-1 将来更新費用の不足額（10 年毎）

期間	公共建築物			インフラ	合計 (億円)	更新財源 (想定額) (億円)	過不足額 (億円)
	大規模改修 (億円)	建替え (億円)	計 (億円)	更新 (億円)			
令和2年～令和11年	545.6	90.2	635.8	802.0	1437.7	487.5	▲ 950.2
令和12年～令和21年	84.1	239.3	323.5	429.2	752.7	487.5	▲ 265.1
令和22年～令和31年	36.9	347.2	384.0	357.1	741.1	487.5	▲ 253.5
令和32年～令和41年	47.2	378.4	425.5	435.0	860.6	487.5	▲ 373.0
令和42年～令和51年	128.3	165.4	293.7	289.6	583.3	487.5	▲ 95.8
50年合計	842.1	1,220.4	2,062.5	2,312.8	4,375.3	2,437.7	▲ 1,937.7

## ⑤ 実施時期の平準化の考え方

今後 10 年間（令和 2 年～令和 11 年）の公共建築物の大規模改修を対象に、実施時期の平準化を検討します。なお、インフラの更新は、単純な平準化が難しいため、管理水準の見直し等により不足額の解消を図ります。

大規模改修の実施時期を平準化することで、今後 10 年間の将来更新費用の不足額は、732 億円になると試算されます。

表 4-2 実施時期の平準化に伴う試算条件の変更

公共建築物の大規模改修	<b>大規模改修の実施時期を 5 年間後ろ倒し</b> ・ 築 30 年以下の施設の大規模改修を建築後 30 年目から建築後 35 年目に変更。 ・ 築 31 年以上 45 年未満の施設は、当初 10 年間に大規模改修を実施（改修費用を年 1/10 ずつ計上）から当初 15 年間に実施（改修費用を年 1/15 ずつ計上）に変更。
-------------	---

※ 巻末の参考資料に将来更新費用の試算条件を掲載しています。

表 4-3 10 年毎の将来更新費用の不足額（大規模改修費用の平準化後）

期間	公共建築物			インフラ	合計 (億円)	更新財源 (想定額) (億円)	過不足額 (億円)
	大規模改修 (億円)	建替え (億円)	計 (億円)	更新 (億円)			
令和2年～令和11年	327.2 平準化 218.4 億円	90.2	417.4 平準化 218.4 億円	802.0	1219.3 平準化 218.4 億円	487.5	▲ 731.8 平準化 218.4 億円
令和12年～令和21年	302.5	239.3	541.9	429.2	971.1	487.5	▲ 483.5
令和22年～令和31年	36.9	347.2	384.0	357.1	741.1	487.5	▲ 253.5
令和32年～令和41年	47.2	378.4	425.5	435.0	860.6	487.5	▲ 373.0
令和42年～令和51年	128.3	165.4	293.7	289.6	583.3	487.5	▲ 95.8
50年合計	842.1	1,220.4	2,062.5	2,312.8	4,375.3	2,437.7	▲ 1,937.7

## (2) 数値目標

本計画の数値目標は次のとおりとします。

今後 10 年間で将来更新費用の不足額 732 億円を解消します。  
(公共建築物 260 億円、インフラ 360 億円、その他方策 112 億円)

今後 10 年間(令和 2 年～令和 11 年)の更新費用の不足額は、平準化後の将来更新費用の 1,219 億円から、更新財源(想定額) 488 億円を差し引いた 732 億円と見込まれます。(表 4-3 参照)

以上より、数値目標は、今後 10 年間で将来更新費用の不足額 732 億円を解消するものとします。

また、数値目標の達成に向けた取り組み内容及び目標金額として、①公共建築物の長寿命化や統廃合、減築等による解消額 260 億円、②インフラの管理水準の見直し等による解消額 360 億円、③その他方策(官民連携の活用や余剰資産の売却、利用者負担の見直し等)による解消額 112 億円と定めます。

なお、あらゆる角度から財源の確保に努め、今後の新設・更新費用に充当していきます。

表 4-4 数値目標の達成に向けた取り組み内容・目標金額

今後 10 年間の取り組み内容 (令和 2～11 年)		目標金額
①	公共建築物の長寿命化や統廃合、減築等による解消額	260 億円
②	インフラの管理水準の見直し等による解消額	360 億円
③	その他方策(官民連携、余剰資産の売却、利用者負担の見直し等)	112 億円
合計		732 億円

図 4-3 50 年間の不足額と数値目標

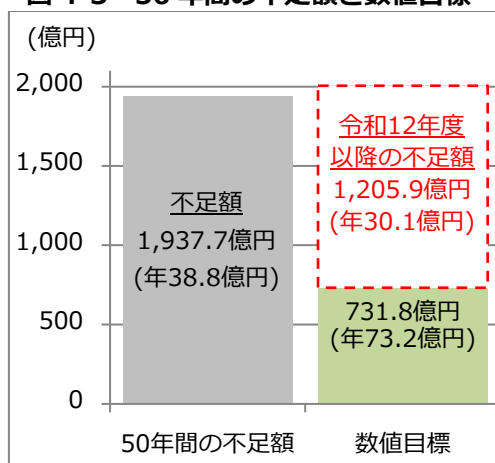
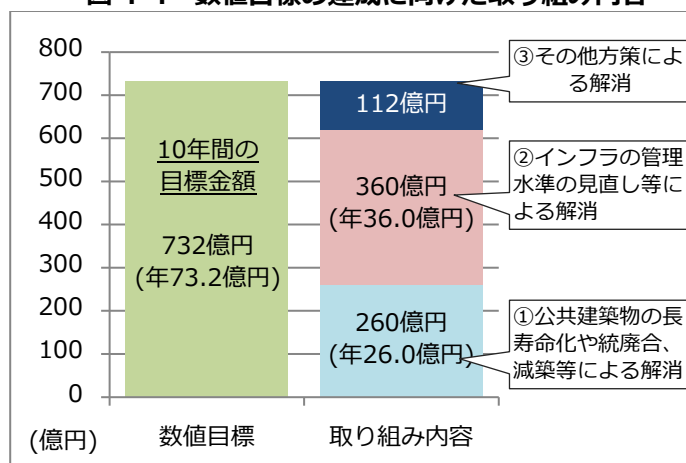


図 4-4 数値目標の達成に向けた取り組み内容

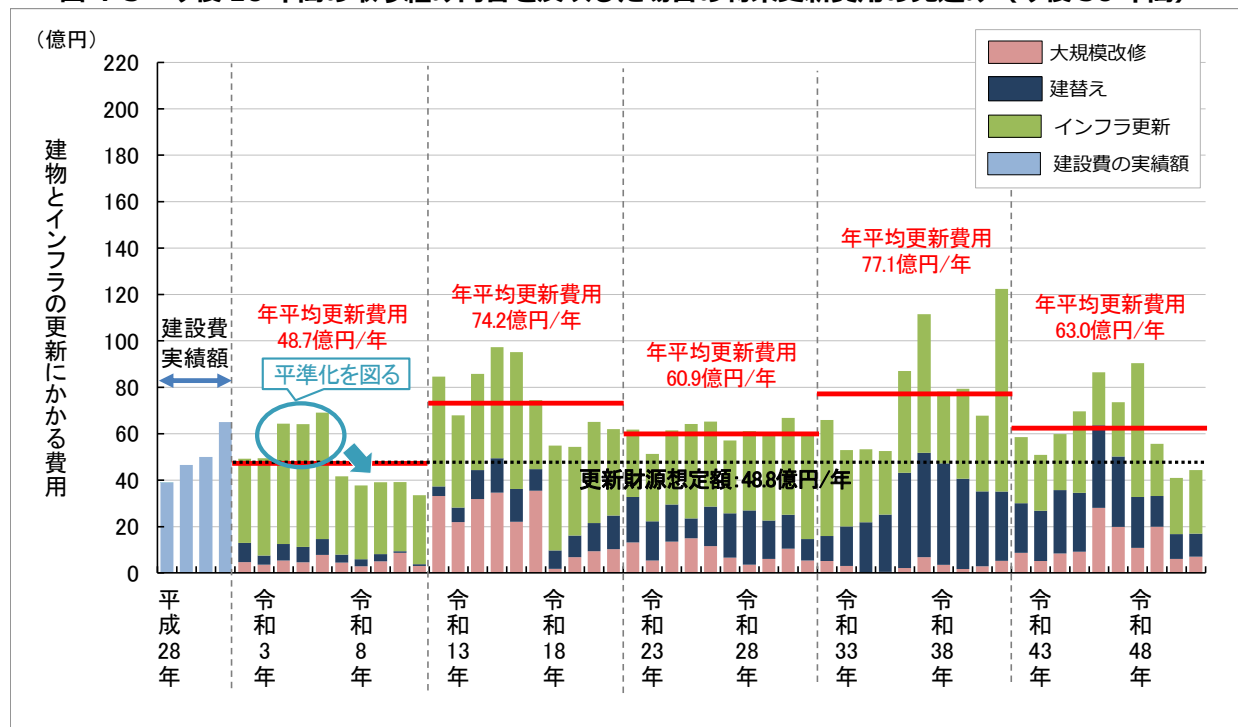


※ 図 4-3 は、表 4-3 の過不足額をグラフ化したものです。

今後 10 年間の取り組み内容を反映した場合の将来更新等費用を試算すると、今後 10 年間（令和 2 年～令和 11 年）の将来更新費用は 487.5 億円（年平均 48.7 億円）と推計され、更新財源（想定額）487.5 億円と同等の金額となる見込みです。

なお、令和 4 年から令和 6 年は、更新財源（想定額）48.8 億円を超えるため、更新時期の平準化を図る必要があります。

図 4-5 今後 10 年間の取り組み内容を反映した場合の将来更新費用の見込み（今後 50 年間）



- ※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。
- ※ 今後 10 年間の取り組み内容（公共建築物の統廃合等）を実施することで施設の延床面積が縮減されるため、令和 12 年以降の将来更新費用も縮減されます。

表 4-5 今後 10 年間の取り組み内容を反映した場合の将来更新費用の見込み（10 年毎）

期間	公共建築物			インフラ	合計 (億円)	年平均 (億円/年)
	大規模改修 (億円)	建替え (億円)	計 (億円)	更新 (億円)		
令和2年～令和11年	50.4	43.6	94.0	393.5	487.5	48.7
令和12年～令和21年	207.5	104.8	312.3	429.2	741.5	74.2
令和22年～令和31年	90.7	161.0	251.7	357.1	608.7	60.9
令和32年～令和41年	31.1	305.1	336.2	435.0	771.2	77.1
令和42年～令和51年	123.3	217.6	340.9	289.6	630.5	63.0
50年合計	503.0	832.1	1,335.1	1,904.3	3,239.4	64.8

### (3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### ① 点検・診断等の実施方針

- ・定期的に施設の点検を行い、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、保全の優先度を判断します。
- ・点検・診断を通じて得られた劣化状況や修繕・更新履歴などを蓄積し、今後の老朽化対策や計画の見直し等に活用します。
- ・日常的な点検に関する施設管理者の意識啓発や点検マニュアルの整備等を行い、日々の適切な施設管理を進めます。

#### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常点検や定期点検の結果を踏まえて、計画的に維持管理を行います。
- ・今後も継続的に利用する施設については、中長期的な修繕計画の策定を検討します。
- ・地元への施設の移管や指定管理者の導入など、市民協働による維持管理を進めます。
- ・施設のコスト状況を検証し、利用者負担の見直しを行います。
- ・施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新を行います。
- ・施設の改修や更新を行う際には、原則として周辺施設との複合化や多機能化等を検討します。
- ・改修や更新時に、社会状況や市民ニーズの変化を踏まえて、適正な施設規模に見直します。また、将来の社会状況の変化に柔軟に対応できるように、スケルトン・インフィル<sup>※</sup>などの用途変更を行いやすい構造の採用を検討します。
- ・施設の解体を見据えて、解体しやすい建築様式や資材を再利用しやすい仕組みの導入を検討します。
- ・インフラは、一律の仕様や基準で管理するのではなく、安全性を確保しながら、施設の重要度に応じた維持管理を実施します。(表4-6)
- ・今後の更新や維持管理においては、PPP/PFI等の公民連携を積極的に進めます。
- ・新しい技術を積極的に導入し、施設の維持管理・更新コストの縮減、安全性の確保を図ります。

※ スケルトン・インフィルとは、将来的な施設の転用や集約の可能性を見据えて、「構造体」と「内装」を分離して設計する方式です。

表 4-6 インフラの施設の重要度に応じた維持管理の考え方

重要度	分類	内容	管理水準	保全手法
高い ↑ ↓ 低い	クラス A	破損や事故が起きた際、機能停止に伴う市民生活への影響が大きいもの	耐用年数どおりに更新 (例：主要幹線道路の舗装の打替え：15年毎)	予防保全
	クラス B	クラス A とクラス C の中間	耐用年数の 1.5 倍の年数で更新 (例：その他幹線道路の舗装の打替え：23年毎)	
	クラス C	破損や事故が起きても、機能停止に伴う影響が小さい又は限定的なもの	耐用年数の 2 倍の年数で更新 (例：生活道路の舗装の打替え：30年毎)	事後保全

※ 予防保全は、障害が発生する前に、計画的に施設の点検・診断等を行い、障害の発生を未然に防止する手法です。点検・診断コストが増加しますが、突発的な事故が減り、安全性を高めることができます。

※ 事後保全は、障害が発生した時点で修繕等を行う手法です。これまでの一般的な保全手法ですが、老朽化するにつれて物理的な危険性が高まり、事故が起きた後に対処しても手遅れとなる場合があります。

### ③ 安全確保の実施方針

- ・日常点検や定期点検において、高い危険性が確認された場合は、利用者の安全確保を最優先し、一時的な供用停止や応急処置、改修、解体等を速やかに行います。
- ・現在の施設が災害危険箇所等に位置する場合、施設の更新に合わせて安全性の高い場所への移転を検討します。
- ・既に役割を終え、今後利活用しない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や市民の安全・安心を踏まえながら、早期に建物の解体を行います。

### ④ 耐震化等の実施方針

- ・多数の市民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設（医療施設、上下水道等）については、優先的に耐震対策や自然災害（洪水、土砂災害、津波等）への対策を行います。
- ・その他の施設については、施設の特性や利用状況などを踏まえて施設の必要性を見極めた上で計画的に耐震化や自然災害への対策を進めます。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

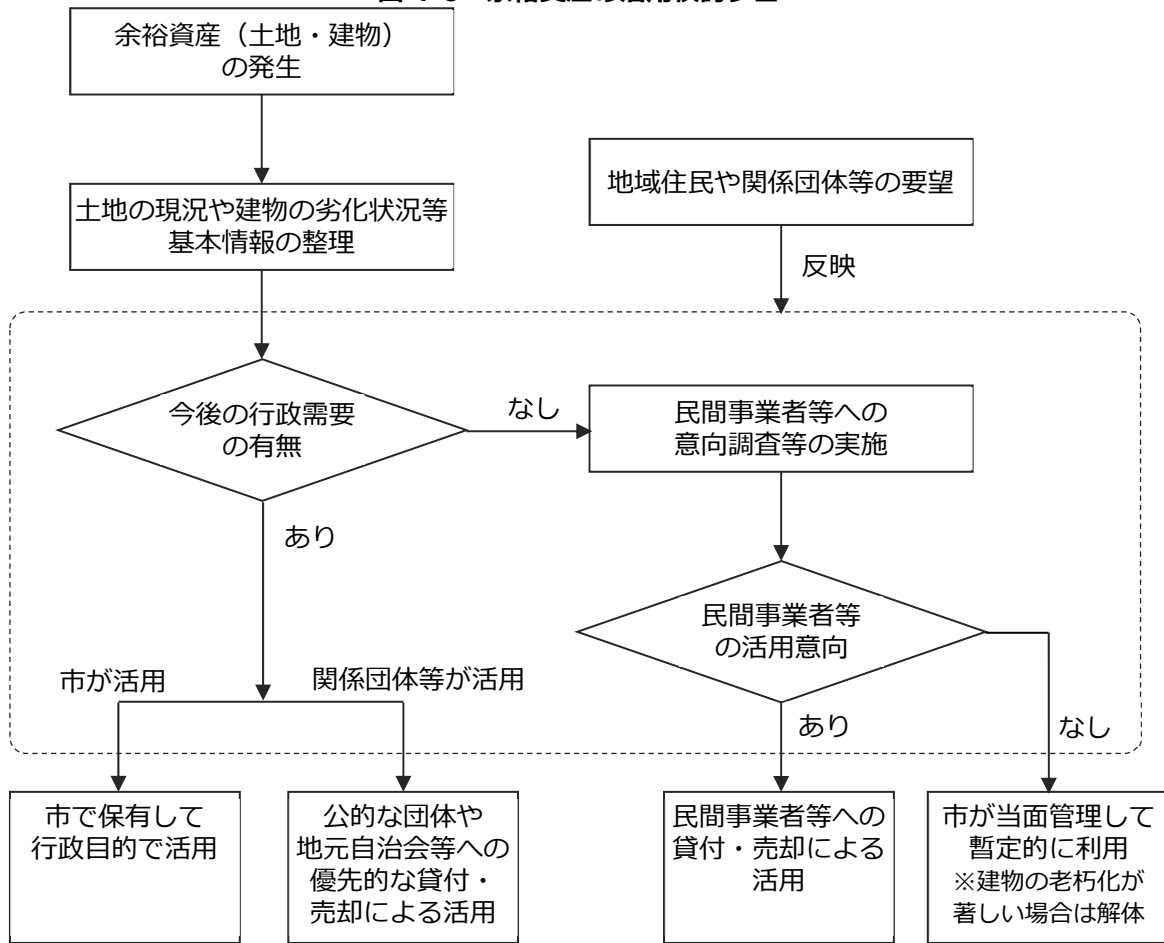
- ・定期的な点検・診断により劣化状況を把握し、少しでも長く施設を利用できるように計画的に補修・修繕を行い、施設の長寿命化を進めます。
- ・すべての施設を予防保全で管理することは財政的に困難であるため、予防保全と事後保全を組み合わせながら、各施設の特性に合った適切な保全を行うことで、ライフサイクルコストの削減を図ります。

### ⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・全庁的に公共施設の保有量の最適化を図るために、各施設の基本情報や課題を踏まえて、個別施設ごとの方向性を示す個別施設計画（アクションプラン）を作成し、施設の統合や廃止、運営方法の見直しなどを進めます。
- ・施設の老朽化状況や利用状況、コスト状況等を検証し、市民ニーズに合わなくなった施設や役割が薄れた施設などは、他施設への統合や廃止などを検討します。
- ・市町村合併に伴い整理統合を行った施設は、今後の利活用方法を検討の上、利用見込みのない施設については解体等の処分を行います。
- ・施設の統合や廃止などを検討する際は、人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化を踏まえるとともに、議会や自治会、市民と十分に情報共有・協議しながら進めます。また、現在のサービス水準を著しく低下させないように配慮します。
- ・施設の廃止により発生する余裕資産（土地・建物）は、庁内で今後の行政需要を調査するとともに、地域住民や民間事業者等の意向を確認しながら、まちづくりの将来像の実現に向けて有効活用を図ります。



図 4-6 余裕資産の活用検討フロー



⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 計画の推進にあたっては、組織横断的な推進体制を構築します。
- 公共施設等に関する情報を一元管理するとともに、新地方公会計の財務諸表や固定資産台帳とも整合性を図りながら、公共施設等の計画的なマネジメントを行います。
- 職員一人一人が、経営的視点をもって、市全体の公共施設等の最適化を意識した管理を実施できるように、組織横断的な検討会を開催します。

⑧ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設等の改修や更新等を行う際は、利用者のニーズや関係法令等を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすい施設になるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

⑨ 脱炭素化の推進方針

- 公共施設等の改修や更新等を行う際は、地球温暖化対策計画を踏まえ、太陽光発電やLED照明の導入、省エネルギー改修など、脱炭素化の取り組みを進めます。

## 5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### (1) 公共建築物

公共建築物の施設用途別の基本方針は次のとおりとします。

#### ① 庁舎

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎に比べて、職員 1 人あたりの面積が大きい支所庁舎では、今後の組織機構の再編も踏まえ、業務に必要なスペースを確保した上で、余剰空間について、複合化等の有効活用を進めていく必要があります。</li> <li>有形文化財に登録されている長浜支所庁舎については、その保全に努めていく必要があります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎は、行政および災害時の拠点として、計画的に維持管理・更新を行います。また、行政サービスの維持・向上に配慮しながら、行政機能の集約や他施設・民間との複合化なども検討します。</li> <li>支所庁舎は、今後の支所のあり方を検討した上で、業務に必要なスペースを確保し、余剰空間については、他施設との複合化や民間への貸付などの有効活用を進めます。</li> <li>なお、長浜支所庁舎は、国の登録有形文化財として保全・活用します。</li> </ul>

#### ② 消防施設

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署は、消防・救急の要となる施設であり、計画的に維持管理を行い、建物の機能の維持・向上に努めていく必要があります。</li> <li>防災面以外にも地域に密着した幅広い活動を行う消防団を支援する観点から、消防詰所についても今後の消防団の動向も踏まえ、計画的に維持管理していく必要があります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署・支署は、消防・救急の要となる災害活動拠点施設であり、計画的に維持管理・更新を行い、建物の機能の維持・向上を図ります。</li> <li>消防詰所・ポンプ蔵置所等は、今後の消防団の動向を踏まえながら、計画的に維持管理・更新を行います。</li> </ul>

#### ③ 公民館

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が進んだ施設が多く、今後、補修や建替え等の費用が必要となります。地域コミュニティの核となる施設ですが、全国平均・類似団体平均より保有量が多く、利用状況を踏まえながら、集約や複合化等について検討していく必要があります。</li> <li>耐震性が無い又は不明の施設が多く、特に指定避難所に指定されている施設は、耐震診断及び耐震補強を実施する必要があります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用状況を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合などを進めます。</li> <li>また、将来の人口動向に合わせて、施設の改修や建替え時に減築を行います。</li> <li>指定避難所に指定されている施設は、優先的に耐震診断及び耐震補強を行います。</li> </ul>

#### ④ 隣保館

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が進んだ施設が多く、今後、補修や建替え等の費用が必要となります。地域コミュニティの核となる施設ですが、全国平均・類似団体平均より保有量が多く、利用状況を踏まえながら、集約や複合化等について検討していく必要があります。また、利用者が限られる施設であることから、地元で維持管理をお願いすることについても検討する必要があります。</li> <li>隣保事業は国・県の補助対象であるが、他施設との複合化により補助対象になるかどうか検討する必要があります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用状況を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合、地元への移管などを進めます。</li> <li>また、将来の人口動向に合わせて、施設の改修や建替え時に減築を行います。</li> </ul>

## ⑤ 集会施設

課題	・老朽化が進んだ施設が多く、今後、補修や建替え等の費用が必要となります。地域コミュニティの核となる施設ですが、全国平均・類似団体平均より保有量が多く、利用状況を踏まえながら、集約や複合化等について検討していく必要があります。また、過疎化、高齢化等により、地元での維持管理が困難な施設もあります。
方針	・施設の利用状況を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合をはじめ、複数の地区・行政区による共同整備、地元への移管などを進め、将来の人口動向に合わせて、施設規模の適正化に努めます。

## ⑥ 図書館

課題	・平成 20 年に建設された新しい図書館本館を中心に、支所等の中にある 3 箇所の分館とも連携して運営されており、引き続き、連携しながらサービスの質の向上を図る必要があります。
方針	・図書館本館を中心として、引き続き、分館とも連携しながら運営するとともに、サービスの質の向上に向けて、民間活力の導入等を検討します。

## ⑦ 博物館

課題	・利用者増加のための、展示内容の見直し等による利用促進策や老朽化した博物館の移転・改築について検討する必要があります。
方針	・博物館は、市の中核的博物館として移転・改築などを検討します。また、展示内容の見直し等により利用促進を図ります。 ・その他の展示施設は、展示内容の見直し等により利用促進を図るとともに、施設の利用状況を踏まえて、他施設との複合化や統廃合などを検討します。

## ⑧ 文化ホール

課題	・建築後 40 年を経過し老朽化が進む市民会館について、移転・改築など今後のあり方について検討を行う必要があります。
方針	・市民会館は、市のコミュニティ・文化芸術活動の拠点施設として、移転・改築などを検討します。 ・長浜ふれあい会館は、広域的なコミュニティ活動の拠点施設として、計画的に維持管理を行います。

## ⑨ 福祉施設

課題	・直営で運営されている老人ホームや障害者支援施設について、民間への委託や譲渡によりコスト削減や利用者サービスの向上を図ることを検討する必要があります。
方針	・施設の特性や利用状況を踏まえながら、市が実施すべき事業と、民間が実施することでサービスの向上が見込まれる事業を見極めた上で、他施設との複合化や統廃合、民間への委託や譲渡などを検討します。

## ⑩ 保健施設

課題	・現在 4 箇所ある保健センターについて、業務の効率化やサービスの質の向上の面からの集約や、代替検診会場の確保方策について検討する必要があります。
方針	・施設の利用状況を踏まえながら、業務の効率化やサービスの質の向上に向けて、施設の統廃合を検討します。

## ⑪ 保育所・認定こども園

課題	・老朽化が進んだ施設について、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。また、各地域の需要に併せて柔軟に定員数を変えるなど、利用者が希望する施設に通園できるような対策を検討する必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の利用状況や地域性を踏まえ、大洲市子ども・子育て支援事業計画に沿った保育の需給バランスを確保しながら、他施設との複合化（認定こども園等）や統廃合、民間への移管などを検討します。

## ⑫ 児童施設

課題	・老朽化が進んだ施設について、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の利用状況や地域性を踏まえながら、他施設との複合化や民間への移管などを検討します。

## ⑬ 幼稚園

課題	・定員に対して園児が少なく、老朽化が進む施設も多いことから、施設の統廃合や保育所との複合化（認定こども園）について検討する必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の利用状況や地域性を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合などを検討します。

## ⑭ 医療施設

課題	・老朽化が進む診療所について、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。一般会計からの繰入金を減らすための経営努力も必要です。
方針	・大洲病院は、医療環境の確保と将来の病院経営の健全化に資することができるように、計画的に維持管理・更新を行います。 ・休日夜間急患センターは、計画的に維持管理・更新を行います。 ・診療所は、計画的に維持管理・更新を行いますが、建替え時に社会ニーズや診療実績等から必要性を再検証します。

## ⑮ 小学校

課題	・今後の少子化動向を踏まえたうえで、小中一貫校や他の施設との複合化など、コスト削減や教育の場としての機能の維持・向上に配慮が必要です。
方針	・将来の児童数の推移を踏まえながら、適正規模による施設整備を行うとともに、小中一貫校や他施設との複合化、余裕教室の有効活用、建物の減築などを検討します。

## ⑯ 中学校

課題	・今後の少子化動向を踏まえたうえで、小中一貫校や他の施設との複合化など、コスト削減や教育の場としての機能の維持・向上に配慮が必要です。
方針	・将来の生徒数の推移を踏まえながら、適正規模による施設整備を行うとともに、小中一貫校や他施設との複合化、余裕教室の有効活用、建物の減築などを検討します。

## ⑰ 給食センター

課題	・少子化の影響により施設の統廃合を行い、大洲市学校給食センター（平成24年度整備）から市内全域に給食の提供を行っています。適切な給食の提供を行いつつ、効率的な運用を行う必要があります。
方針	・引き続きコスト削減や施設の長寿命化に努めます。

## ⑱ 公営住宅

課題	・老朽化が進んだ施設を含め、長寿命化計画及びストック総合活用計画に基づき、計画的に修繕・建替え・廃止などを進めていく必要があります。
方針	・人口・世帯数の変動等を踏まえながら、集約化、廃止などによる適正配置や供給戸数等を検討します。 ・大洲市公営住宅等長寿命化計画及び大洲市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的に修繕・建替え・廃止などを進めます。

## ⑲ スポーツ施設

課題	・老朽化が進んだ施設を含め、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の特性や利用状況、類似施設(学校体育館)の近接状況を踏まえながら、施設の統廃合や運営について、民間への移管などを検討します。 ・総合体育館は、大洲市総合体育館中長期修繕計画に基づき、計画的に修繕・更新を進めます。

## ⑳ 観光施設

課題	・老朽化が進んだ施設を含め、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。文化財に指定されている施設については、適切な保存に努めていく必要があります。 ・引き続き地域や民間と連携しながら施設の運営を行い、地域活性化に貢献していく必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、引き続き、地元住民や民間と連携しながら施設の運営を進めます。 ・文化財に指定されている施設は、文化財保全(保存)の視点からも検討を加えながら、適切に保全・活用します。

## ㉑ 廃棄物処理施設

課題	・環境センターについては、定期的な点検を行い予防保全型の維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図っていく必要があります。また、埋め立て処分地についても、ゴミの総量削減の取り組み等により、長期間利用するように努めていく必要があります。
方針	・環境センターと清流園は、予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。 ・埋立地は、ゴミの総量削減等により、長期的に利用できるように努めます。

## ㉒ 斎場

課題	・4箇所ある斎場のうち、老朽化が著しい長浜火葬場の改修や更新の方向性について、また、利用状況が低い斎場の再配置も含めて検討する必要があります。
方針	・施設の老朽化や利用状況を踏まえ、地元との合意形成を図りながら施設の統廃合を検討します。

## ㉓ 職員住宅

課題	・今後、長期的に利用が見込まれない場合や老朽化が進んだ際には、民間の住宅借上げも含めて施設の更新のあり方について検討する必要があります。
方針	・民間住宅の利用を基本とし、長期的に利用が見込まれない住宅や老朽化が著しい住宅は解体等の処分を進めます。

## ④ その他

課題	・施設の必要性を再検証し、必要な施設については、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。
方針	・施設の利用状況や社会ニーズから必要性を再検証し、今後も必要な施設は計画的に維持管理・更新を行います。 ・行政として維持する必要のない施設（利用見込みのない廃校施設など）は、統廃合や民間への移管、解体等の処分を検討します。

## ⑤ 使用していない施設

課題	・公有財産の有効活用の観点から、売却や貸付け、新たな事業用地としての活用を考えていく必要があります。
方針	・積極的に売却、譲渡、貸付、解体等の処分を進めます。

## (2) インフラ

インフラの施設用途別の基本方針は次のとおりとします。

### ① 道路

課題	・計画的な修繕・更新を進めることで、将来コストの削減を図っていく必要があります。
方針	・個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、路線の重要度に応じた管理水準を設定した上で、定期的な点検・診断を行い、計画的に修繕・更新を進めます。

### ② 橋梁

課題	・策定済みの橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的な修繕・更新を進めることで、将来コストの削減を図っていく必要があります。
方針	・5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、大洲市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕・更新を進めます。

### ③ トンネル

課題	・計画的な修繕・更新を進めることで、将来コストの削減を図っていく必要があります。
方針	・5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、計画的に修繕・更新を進めます。

### ④ 公園

課題	・計画的な修繕・更新を進めることで、将来コストの削減を図っていく必要があります。
方針	・都市公園は、定期的な点検・診断を行いながら、大洲市都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に修繕・更新を進めます。 ・その他の公園は、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。

### ⑤ 上水道

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努める必要があります。また、採算性の改善のため、水道使用料の見直しについても検討する必要があります。
方針	・上水道管路は、個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、更新の対象・優先順位等を整理して、メンテナンスサイクルを確立した上で、計画的に修繕・更新を進めます。 ・その他の上水道施設は、定期的な点検・診断を行いながら、個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、計画的に修繕・更新を進めます。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに、水道使用料の見直しを検討します。

### ⑥ 工業用水道

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努める必要があります。また、採算性の改善のため、水道使用料の見直しについても検討する必要があります。
方針	・定期的な点検・診断を行いながら、個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、計画的に修繕・更新を進めます。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに水道使用料の見直しを検討します。

### ⑦ 公共下水道

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努める必要があります。また、採算性の改善のため、下水道使用料の見直しについても検討する必要があります。
方針	・定期的な点検・診断を行いながら、個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、計画的に修繕・更新を進めます。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに下水道使用料の見直しを検討します。

## ⑧ 農業集落排水事業

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努める必要があります。また、採算性の改善のため、施設使用料の見直しについても検討する必要があります。
方針	・定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに施設使用料の見直しを検討します。

## ⑨ 港湾

課題	・定期的実施する点検結果に基づき、施設の長寿命化計画を策定し、適切な修繕等を行い、コスト削減に努めていく必要があります。
方針	・港湾の長寿命化計画を順次作成し、計画的に修繕等を進めます。

## ⑩ 漁港

課題	・定期的実施する点検結果に基づき、過年度に策定した施設の長寿命化計画を更新し、適切な修繕等を行い、コスト削減に努めていく必要があります。
方針	・漁港施設及び海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき、計画的に修繕等を進めます。

## ⑪ 農道

課題	・受益者負担の原則に基づき、受益者が主となり、施設の維持管理をしていく必要があります。
方針	・今後も受益者と連携しながら、維持管理を行います。 ・橋梁は、5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕等を進めます。

## ⑫ 林道

課題	・受益者負担の原則に基づき、受益者が主となり、施設の維持管理をしていく必要があります。
方針	・今後も受益者及び森林組合と連携しながら、維持管理を行います。 ・橋梁は、5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕等を進めます。

## ⑬ ため池

課題	・不要となった施設については、廃止を検討するとともに、継続する施設については、受益者負担の原則に基づき、受益者が主となり、施設の維持管理をしていく必要があります。
方針	・個別施設計画（機能保全・長寿命化計画）を策定し、今後も受益者と連携しながら維持管理を行います。 ・下流域に人家等の重要施設がある場合は、特に安全性に配慮しながら、計画的に修繕等を進めます。

## ⑭ 光ファイバーケーブル

課題	・国の補助により整備を行いましたが、今後、更新する際には民間の通信業者の活用も含めて検討する必要があります。
方針	・民設民営（負担金方式）によるブロードバンド基盤整備で整備した通信基盤の活用を含め、民間サービスによるイントラネット環境構築の実現性の検討を進めます。



## 6 計画の推進方法

### (1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、計画の進捗管理や庁内の情報共有・意見調整、市全体の戦略の検討、市民との合意形成など、公共施設等マネジメントを一元的に推進する専任部署の設置を検討します。

また、関係部署と連携を図りながら、組織横断的な推進体制を構築します。

### (2) 人材育成

職員一人一人が公共施設等マネジメントの意義を理解し、持続可能な行政サービスの提供に向けて創意工夫できるように、組織横断的な検討会等を開催し、経営的視点に立った保有量の最適化や予防保全的な維持管理、コスト感覚等について職員の意識向上を図ります。

### (3) 計画的な予算確保

各省庁が策定する個別施設計画と整合を図りながら、本市が保有している公共施設等についても長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定し、ライフサイクルコストの縮減に向けて、中長期財政計画等と整合を図りながら、計画的な予算確保に努めます。

### (4) 施設情報の効率的な管理

組織横断的な推進体制の構築に併せて、所管部署別に管理されている施設情報（利用状況や修繕履歴等）を効率的に収集・管理できる手法（施設情報のデータベース化など）を検討し、市全体の戦略の検討や公共施設等の維持管理に活用します。

また、統一的基準による地方公会計で作成する財務書類との連動手法についても検討します。

### (5) 市民との情報共有・合意形成

計画の推進にあたっては、市議会や市民との意見交換や説明会等により市民参加の機会を設け、幅広く意見を把握し、合意形成を図りながら、市民と行政が一体となって取り組みます。

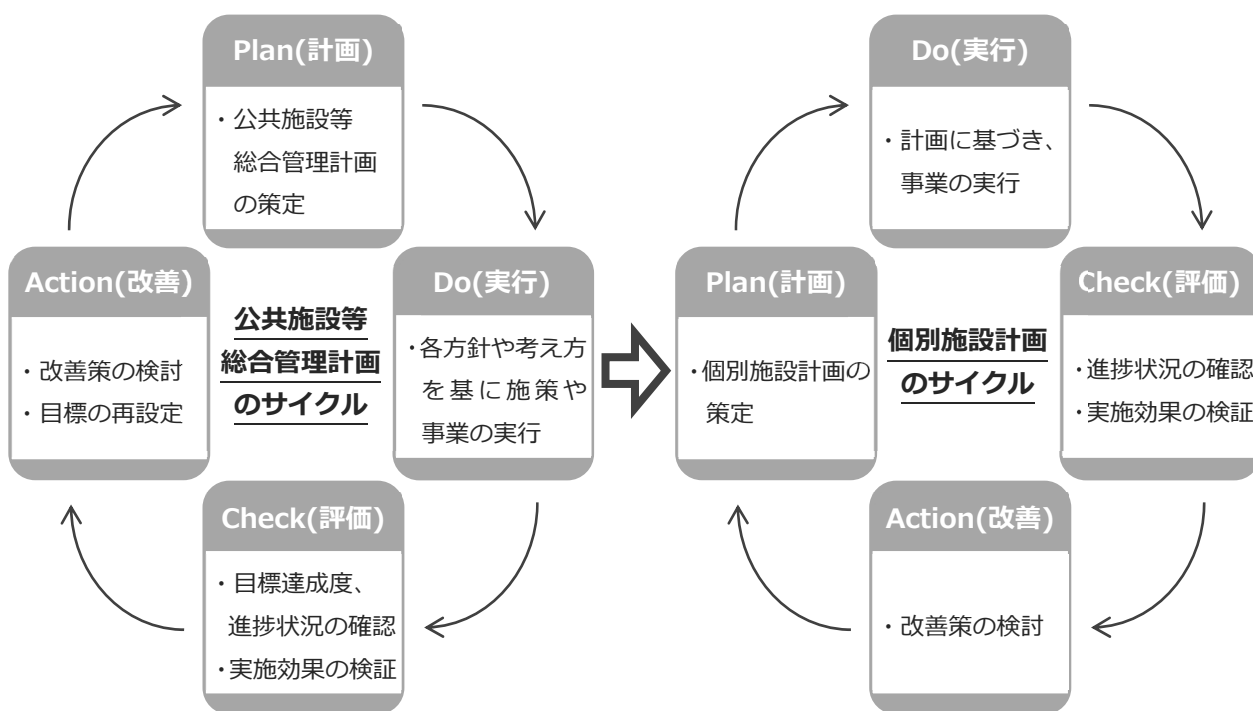
また、施設の利用者に限らず、広く市民と情報を共有するために、市広報誌や市ホームページなどを活用して、市有施設の現状や具体的な取り組み内容、計画の進捗状況等について情報提供を行います。

## (6) 計画の進捗管理と見直し（フォローアップ）

本計画については、総合計画や中長期財政計画、立地適正化計画等の上位関連計画と連携を図るとともに、PDCA サイクル※により進捗管理を行います。なお、計画の進捗状況や実施効果の評価結果（保有量の推移、数値目標の達成状況等）については、市民等と情報共有を図るために、市ホームページ等で公表します。

また、計画の進捗状況や社会状況の変化、各施設の運営実態等を踏まえて、適宜、計画の見直しを行います。

図 6-1 PDCA サイクルのイメージ



※ PDCA サイクルとは、Plan（計画の策定）、Do（計画の実行）、Check（計画の評価・分析）、Action（計画の改善）の4段階を繰り返すことによって、計画を継続的に改善していく手法のこと。

## 7 参考資料

### (1) 将来更新費用の試算条件

表 7-1 将来更新費用の試算条件（公共建築物）

大規模改修費※	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の延床面積に下表の用途別改修単価を乗じた金額です。</li> <li>公共施設更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団））に基づき、改修の実施時期は建設年次から 30 年毎、改修期間は 2 年としています。</li> <li>令和元年以前に築 30 年以上が経過し大規模改修の時期を過ぎている施設のうち、築 31 年以上 50 年未満の施設については、当初 10 年間（令和 2 年から令和 11 年）に大規模改修を実施するものとして、1/10 ずつの費用を計上しています。また、築 50 年以上の施設については、大規模改修は実施しないものとしています。</li> </ul>															
建替費	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の延床面積に下表の用途別建替単価を乗じた金額です。</li> <li>公共施設更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団））に基づき、建替えの実施時期は建設年次から 60 年、建替え期間は 3 年としています。</li> <li>以下に示す文化財建物については、建替えは行わないものと想定し、今後 10 年間で大規模改修を実施した後、その後 30 年毎に大規模改修を繰り返し実施するものとして大規模改修のみ計上しています。</li> </ul> <p>※建替えを想定しない文化財建物（大規模改修のみ計上）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">・長浜支所庁舎</td> <td style="width: 33%;">・臥龍山荘（不老庵）茶室</td> <td style="width: 33%;">・大洲城三の丸南隅櫓</td> </tr> <tr> <td>・おおず赤煉瓦館 本館</td> <td>・臥龍山荘（知止庵）茶室</td> <td>・麟鳳閣</td> </tr> <tr> <td>・おおず赤煉瓦館 別館</td> <td>・大洲城下台所</td> <td>・末永家住宅旧主屋</td> </tr> <tr> <td>・臥龍山荘 臥龍院（展示室・歴民館）</td> <td>・大洲城芋綿櫓</td> <td>・末永家住宅百帖座敷</td> </tr> <tr> <td>・臥龍山荘 倉庫・歴民館</td> <td>・旧加藤家住宅主屋</td> <td>・旧末永家住宅土蔵</td> </tr> </table>	・長浜支所庁舎	・臥龍山荘（不老庵）茶室	・大洲城三の丸南隅櫓	・おおず赤煉瓦館 本館	・臥龍山荘（知止庵）茶室	・麟鳳閣	・おおず赤煉瓦館 別館	・大洲城下台所	・末永家住宅旧主屋	・臥龍山荘 臥龍院（展示室・歴民館）	・大洲城芋綿櫓	・末永家住宅百帖座敷	・臥龍山荘 倉庫・歴民館	・旧加藤家住宅主屋	・旧末永家住宅土蔵
・長浜支所庁舎	・臥龍山荘（不老庵）茶室	・大洲城三の丸南隅櫓														
・おおず赤煉瓦館 本館	・臥龍山荘（知止庵）茶室	・麟鳳閣														
・おおず赤煉瓦館 別館	・大洲城下台所	・末永家住宅旧主屋														
・臥龍山荘 臥龍院（展示室・歴民館）	・大洲城芋綿櫓	・末永家住宅百帖座敷														
・臥龍山荘 倉庫・歴民館	・旧加藤家住宅主屋	・旧末永家住宅土蔵														

※ 大規模改修の例としては、屋根の葺き替えや床材の貼り替え、設備(電灯、通信、給湯等)の交換などがあります。

表 7-2 試算単価・周期（公共建築物）

施設分類	建替単価 (千円/㎡)	大規模改修単価 (千円/㎡)	公共施設更新費用試算ソフト による分類
行政系施設	400	250	市民文化系・社会教育系・行政系施設
市民文化系施設	400	250	市民文化系・社会教育系・行政系施設
保健・福祉系施設	360	200	保健・福祉系施設
子育て支援施設	330	170	学校教育系・子育て支援施設
医療施設	400	250	市民文化系・社会教育系・行政系施設
学校教育系施設	330	170	学校教育系・子育て支援施設
公営住宅	280	170	公営住宅
スポーツ・レクリエーション系施設	360	200	スポーツ・レクリエーション系施設
廃棄物処理施設	360	200	供給処理施設
その他 - 斎場	360	200	供給処理施設
その他 - 職員住宅	280	170	公営住宅
その他 - その他	360	200	その他
使用していない施設	360	200	その他

出典：公共施設更新費用試算ソフト（総務省、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団））

※ この単価は、落札価格ではなく、予定価格または設計価格を想定して設定されています

※ 大規模改修の単価は、通常建替えの 50～60%であり、ここでは 60%と想定されています

表 7-3 試算単価・周期（インフラ）

	インフラ施設		面積・延長等	単価	更新年数	更新年数・単価根拠資料
1	道路	一般道路	4,644,489 m <sup>2</sup>	4,700 円/m <sup>2</sup>	15	※2
		歩道	27,408 m <sup>2</sup>	2,700 円/m <sup>2</sup>	15	※2
2	橋梁	鋼橋	12,529 m <sup>2</sup>	750,000 円/m <sup>2</sup>	50	※5
		コンクリート橋（RC、PC）	21,914 m <sup>2</sup>	750,000 円/m <sup>2</sup>	50	※5
		ボックスカルバート橋	522 m <sup>2</sup>	500,000 円/m <sup>2</sup>	50	※5
		木橋	49 m <sup>2</sup>	750,000 円/m <sup>2</sup>	50	※5
3	トンネル		1,213 m	-	-	
4	公園	公園	163.61 ha	-	-	
		公園建屋	1,881 m <sup>2</sup>	170,000 円/m <sup>2</sup>	60	※2
5	上水道	導水管・送水管	55,581 m	114,000 円/m	40	※2
		配水管	311,896 m	97,000 円/m	40	※2
		取配水施設設備	39 箇所	-	60	単価：※6 更新年数：※4
		管路（簡易水道）	204,287 m	97,000 円/m	40	※2
		管路（飲料水供給・共同給水）	76,213 m	97,000 円/m	40	※2
6	工業用水道	管路	9,721 m	114,000 円/m	40	※2
		取水施設設備	5 箇所	-	60	単価：※6 更新年数：※4
7	公共下水道	污水管	51,643 m	124,000 円/m	50	
		終末処理場・ポンプ場設備	5 箇所	-	60	単価：※7 更新年数：※4
8	農業集落排水	污水管	7,996 m	124,000 円/m	50	
		終末処理場・ポンプ場設備	1 箇所	-	60	単価：※7 更新年数：※4
9	港湾	護岸・胸壁・岸壁	2,675 m	2,159,100 円/m	50	単価：大洲市実績値等 更新年数：※3
10	漁港	防波堤・防潮堤等※1	4,989 m	3,452,200 円/m	50	単価：大洲市実績値等 更新年数：※3
		泊地	76,483 m <sup>2</sup>	-	-	
		道路（漁港）	1,685 m	-	-	
11	農道	農道	105,017 m <sup>2</sup>	-	-	
		橋梁（農道）	521 m <sup>2</sup>	448,000 円/m <sup>2</sup>	60	※2
12	林道	林道	9,344 m <sup>2</sup>	-	-	
		橋梁（林道）	48 m <sup>2</sup>	448,000 円/m <sup>2</sup>	60	※2
13	ため池		102 箇所	-	-	
14	光ファイバーケーブル		9,116,700 m	-	-	

※1 護岸、防砂堤、導流堤、船揚場、物揚場、係船護岸、物揚護岸延長含む

※2 公共施設更新費用試算ソフト（総務省、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団））

※3 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成 27 年 1 月 23 日）別紙 3-1「耐用年数表」（総務省）

※4 設備の更新は、設備の上屋にあたる公共建築物（供給処理施設）と併せて更新するものとして 60 年と想定

※5 大洲市橋梁長寿命化修繕計画（平成 25 年 3 月）

※6 水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成 23 年 12 月）（厚生労働省健康局水道課）

※7 流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 参考資料（平成 27 年 10 月）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

## (2) 用語の解説

	用語	説明
あ	移管	施設の管理・運営（経費負担を含む）を民間又は地域等に移すこと。
	一部事務組合	都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。
	一般会計	福祉、医療、教育や、道路・公園の整備など基礎的な行政サービスを行う会計のこと。
	インフラ	道路や橋梁等の土木構造物や上下水道等のこと。
	インフラ長寿命化基本計画	国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するために、平成 25 年 11 月に、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において策定された計画である。 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示している。
か	企業会計（公営企業会計）	民間企業と同じように、事業で収益をあげて運営されている会計のこと。 大洲市には水道、工業用水道、病院の 3 つの公営企業会計がある。
	行政財産	市において公用（庁舎のように市が直接使用する）又は公共用（図書館のように市民が共同利用する）に供し、または供することを決定した財産のこと。
	減築	建物を改築（建替え）する際に、床面積を減らすこと。
	広域連合	廃棄物処理や地域振興など、都道府県や市町村の区域を超える広域行政需要に対応するため設立できる特別地方自治体のこと。
	PPP/PFI（公民連携）	公民連携（PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ）は、官・民が連携して、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法。 このうち、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営に民間の資金やノウハウを活用する手法を PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）という。
	コーホート要因法	年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法であり、将来人口推計の基本的な手法として用いられる。
さ	事後保全	障害が発生した時点で修繕等を行う手法。
	指定管理者制度	指定管理者制度とは、公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」）の管理を、地方自治体の指定する者（指定管理者）として、民間企業や公益法人、NPO 法人、任意団体等が代行する制度のこと。
	修繕	建物や設備の損傷・劣化箇所を修復して、一時的に機能を回復させること。
	小中一貫校	初等教育（一般の小学校で行われる教育）と前期中等教育（一般の中学校で行われる教育）の過程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。
	人口ビジョン （地方版人口ビジョン）	「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月施行）」に基づき、同年 12 月に国が閣議決定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案しつつ、市町村の人口の現況を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。
	新地方公会計制度 （統一的な基準による 地方公会計）	平成 27 年 1 月に、総務省より、地方公共団体に対して平成 29 年度までに整備することが要請された新たな地方公会計制度。 ①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保（統一的な基準）を目的とする。
	スケルトン・インフィル	スケルトン・インフィルとは、将来的な施設の転用や集約の可能性を見据えて、「構造体」と「内装」を分離して設計する方式のこと。
	総合計画	総合計画は、市の最上位の計画であり、10 年間のまちづくりの目標、基本方針、基本施策、重点施策などを示すもの。 大洲市では、平成 19 年 3 月に第 1 次大洲市総合計画を策定し、現在、第 2 次大洲市総合計画（平成 29 年度～平成 38 年度）を策定している。

	用語	説明
た	大規模改修	経年劣化した建物の原状回復を図る工事や、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げること。
	建替え／更新	既存の施設を再建設（建替え）すること。
	長寿命化	計画的な保全（修繕や改修）を実施することにより、建物の構造的・機能的な寿命を延ばすこと。
	投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する費用であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成される。
	統廃合	統合及び廃止のこと。（例：2施設を統合すると、1施設は廃止となる） 【統合】同様の行政サービスを提供している複数の施設を1つにまとめること。 【廃止】当該施設での行政サービスの提供をやめること。
	特別会計	特定の事業を特定の収入によって行い、その収支を明確にするために一般会計から独立させた会計のこと。 大洲市には14の特別会計がある。（国民健康保険、後期高齢者医療など）
な	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設。
は	PDCA サイクル	PDCA サイクルとは、Plan（計画の策定）、Do（計画の実行）、Check（計画の評価・分析）、Action（計画の改善）の4段階を繰り返すことによって、計画を継続的に改善していく手法のこと。
	複合化	複数の用途の異なる施設を、1つの建物にまとめること。
	普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎等の公共施設又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費のこと。
	普通財産	普通財産は、行政財産以外の公有財産のこと。
ま	まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）	人口減少・少子高齢化の課題を克服し、地方創生を推進するために、「まち・ひと・しごと創生法第10条（平成26年11月施行）」の規定により、地方版人口ビジョンを踏まえて、2015（平成27）年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。
	メンテナンスサイクル	施設の安全性や維持管理の効率性を確保するために、点検→診断→措置→記録→（次の点検）という維持管理の業務サイクル通して、長寿命化計画等を作成・充実し、施設の維持管理を効率的・効果的に進めていく考え方。
や	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却資産（建物、工作物など、物品以外の償却資産）について、耐用年数に対して資産を取得してからどの程度経過しているかを表すものです。この比率が高いほど、施設の減価償却が進んでいることを示します。 【算出方法】 減価償却累計額 / （有形固定資産 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額）
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念。
	予防保全	障害が発生する前に、計画的に施設の点検・診断等を行い、障害の発生を未然に防止する手法。
ら	ライフサイクルコスト	施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用。初期建設費のイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成される。



## 大洲市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月  
(令和 4 年 3 月一部改訂)

発行 大洲市（総務部財政契約課）  
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1  
TEL 0893-24-2111 FAX 0893-24-2228  
<http://www.city.ozu.ehime.jp/>